

平成 25 年度  
茨城県包括外部監査報告書

「農林水産部の財務に関する事務の執行  
及び経営に係る事業の管理について」

平成 26 年 2 月 25 日

包括外部監査人 小林保弘

# 本報告書の読み方について

本年度の包括外部監査では、農林水産部の各課及び各出先機関が関与している事業及び財産の管理について検討している。

このうち監査対象とした事業の一覧については、「第2章 III 監査対象事業及び往査対象事業所の抽出基準」に記載している。また、当該各事業に対する監査結果等については「第4章 II 各課及び各出先機関に関する指摘又は意見」に、当該各事業の概要については「第6章 監査対象事業の概要」にそれぞれ記載している。

監査対象とした事業の一覧、当該各事業に対する監査結果等及び当該各事業の概要と記載箇所が3章にまたがっているため、これらを容易に相互参照できるように、「第2章 III 監査対象事業及び往査対象事業所の抽出基準」において次の表のように第4章II及び第6章の該当箇所を記載し関連付けを行っているので参照しながら読む必要がある。

監査結果等については  
この欄を参照

事業の概要については  
この欄を参照

(単位：千円)

事業名	事業の概要	総支出額	本庁	県北	県央	鹿行	県南	県西
	指摘・意見		高萩	稲敷	境	大学校	茨城港	その他
(●●課)								
●●事業費	第6章●●	●●●	●●	●●				
	第4章II●(●)							

また、過去の包括外部監査の指摘事項については、十分な措置が行われているかを「第4章 IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘又は意見」に記載している。

さらに、監査結果等の全体を一覧して把握できるように、各課及び各出先機関に関する指摘又は意見の性質によって分類した総括表を「第5章 監査結果等項目別一覧表」に記載している。

(注)「第4章 包括外部監査の指摘又は意見」のうち「I 全般的事項に関する指摘又は意見」、「III 入札談合関係に関する意見」及び「IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘又は意見」については、各課及び各出先機関に関する指摘又は意見ではないため、関連付けを行っていない。

第1章 包括外部監査の概要	1
I 監査の種類	1
II 選定した特定の事件	1
III 事件を選定した理由	1
IV 包括外部監査の方法	2
1 監査の要点	2
2 実施した監査の概要及び主な監査手続	2
V 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名	7
VI 包括外部監査の実施期間	7
VII 利害関係	7
第2章 監査の対象	8
I 包括外部監査対象期間	8
II 包括外部監査対象部署	8
III 監査対象事業及び往査対象事業所の抽出基準	10
第3章 農林水産部の事業の概要	15
I 茨城県の農林水産業の現状	15
1 茨城県の各農林水産業の現状	15
2 茨城県農業の主要生産品目等	27
3 茨城県農林水産業の課題と対応する施策・方針	30
4 茨城農業改革大綱, 茨城県森林・林業振興計画, 茨城県水産業振興計画	34
5 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響	35
II 農林水産部の概要	39
1 農林水産業費の推移	39
2 農林水産部の組織及び各課の概要	39
3 農林水産部に関する入札・契約制度の状況	56
4 入札談合等関与行為について	67
第4章 包括外部監査の指摘又は意見	75
I 全般的事項に関する指摘又は意見	75

II 各課及び各出先機関に関する指摘又は意見.....	88
1 農業政策課 .....	88
2 産地振興課 .....	90
3 販売流通課 .....	101
4 畜産課 .....	105
5 農業経営課 .....	108
6 林政課 .....	111
7 林業課 .....	117
8 漁政課 .....	130
9 水産振興課 .....	131
10 農村計画課.....	132
11 農地整備課.....	133
12 農村環境課.....	136
13 財産その他.....	139
III 入札談合関係に関する意見.....	144
1 入札談合等関与行為に関する改善措置と取組状況.....	144
IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘又は意見.....	156
第5章 監査結果等項目別一覧表 .....	161
第6章 監査対象事業の概要 .....	164
I 農業政策課 .....	164
II 産地振興課 .....	165
1 原種苗センター運営費.....	165
2 花き優良種苗導入資金.....	168
3 たばこ作改善資金.....	171
4 指定・特定野菜価格安定供給事業費補助.....	174
5 いばらきの園芸産地改革支援事業費.....	177
6 農業者戸別所得補償制度推進事業費.....	180
7 産地構造改革特別対策事業費.....	183
III 販売流通課 .....	186
1 6次産業化推進支援事業費.....	186
2 いばらき農産物産地消推進事業費.....	189
3 風評被害調査・払拭事業費.....	191

IV 畜産課 .....	194
1 畜産振興資金貸付金.....	194
2 畜産センター運営費.....	198
3 家畜伝染病予防事業費.....	200
4 畜産施設災害復旧費.....	202
V 農業経営課 .....	205
1 農業法人等雇用促進事業費.....	205
2 農協経営刷新融資事業費.....	207
3 農業総合センター運営費.....	210
4 普及センター運営費.....	212
5 農業大学学校教育費.....	214
6 東日本大震災農業生産対策事業費.....	216
7 新規就農総合支援事業費.....	219
VI 林政課 .....	222
1 茨城県民の森等施設管理運営費.....	222
2 特用林産物生産担い手育成事業費.....	224
3 林業振興資金貸付金.....	227
4 木材産業等高度化推進資金貸付金.....	230
5 農林漁業信用基金償還金.....	233
6 森林湖沼環境基金積立金.....	235
7 森林整備加速化・林業再生基金事業費.....	237
8 身近なみどり整備推進事業費.....	240
9 いばらき木づかい環境整備事業費.....	243
10 森林整備加速化・林業再生基金積立金.....	246
11 木材利用促進施設整備事業費.....	248
VII 林業課 .....	250
1 分収林経営管理費.....	250
2 県単造林事業費.....	252
3 奥久慈グリーンライン林道整備事業費.....	259
4 県単治山事業費.....	262
5 治山施設災害復旧費.....	265
VIII 漁政課 .....	267
1 水産振興資金貸付金.....	267
2 共同利用漁船等復旧支援対策事業費.....	270

IX 水産振興課 .....	273
1 県単水産公共施設災害復旧費.....	273
2 漁港施設整備事業費.....	275
3 水産公共施設災害復旧費.....	277
4 栽培漁業センター災害復旧費.....	279
X 農村計画課 .....	281
1 霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業特別会計へ繰出.....	281
2 農地農業用施設等災害復旧費.....	283
3 土地改良施設維持管理適正化事業費補助.....	286
4 建設工事国庫支出金等返還金.....	289
XI 農地整備課 .....	291
1 国営土地改良事業負担金.....	291
2 経営体育成基盤整備事業費.....	293
3 県営畑地帯総合整備事業費.....	297
4 県営かんがい排水事業費.....	300
5 霞ヶ浦用水事業償還円滑化対策費補助.....	304
6 霞ヶ浦用水施設管理費.....	307
XII 農村環境課 .....	309
1 ふるさと農道整備事業費.....	309
2 団体営農業集落排水事業費.....	313
3 地籍調査事業費補助.....	317

## 第1章 包括外部監査の概要

### I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### II 選定した特定の事件

農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### III 事件を選定した理由

我が国の農業を取り巻く環境は、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）も絡み大きな転換期を迎えている。今後の農業政策も大きな転換が行われる可能性が大きいとみられる。

その中であって、茨城県の農業は、我が国の農業の中でも重要な地位を占め、販売農家戸数、農業就業人口は全国第1位（2010年世界農林業センサス）であり、農業産出額は4,281億円（平成24年農業産出額調査）で、全国第2位である。林業においては林業産出額は66億円で全国第22位（生産林業所得統計報告書）、水産業は平成24年度の海面漁業の漁獲量は15万5,000トンで全国第6位である。

茨城県は、茨城農業改革大綱に基づき、改革の取り組みを進め、足腰の強い茨城農業の実現を目指している。平成24年度の農林水産業費の歳出予算は612億円である。

このように、農林水産業は、茨城県の重要な産業であり、農林水産部として包括外部監査の対象とすることは有用であると判断した。

一方、公正取引委員会により、茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札において独占禁止法違反行為があったとして、入札参加業者らに対し、平成23年8月4日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられるとともに、当該違反行為に関して茨城県職員による入札談合等関与行為が認められたとして、同日、茨城県知事に対し、今後、同様の行為が生じないよう必要な措置をとることを求める改善措置要求が行われた。これは、農林水産部（境土地改良事務所）及び土木部（境工事事務所）発注の工事に対し行われたものである。

これを受けて、茨城県は有識者をメンバーとする第三者委員会による調査を行い、公正取引委員会に対し、平成24年2月20日に調査報告書（調査結果及び改善措置）を提出した。

この点においても、包括外部監査においてその対応状況を確認することが必要と判断した。

以上の理由で「農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」を選定したものである。

## IV 包括外部監査の方法

### 1 監査の要点

農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等への  
合規性、経済性・効率性・有効性の観点から次の事項を要点とした。

- ① 事業の申請から採択までの手続の合規性、経済性・効率性・有効性
- ② 工事請負契約、委託契約、財産取得契約の合規性、経済性・効率性・有効性
- ③ 事業の見直し、モニタリング（事業目標・計画等に対しての進捗状況を随時チェック  
することをいう。）は十分行われているか。
- ④ 歳入歳出決算書及び決算に関する付属書類は適正に表示されているか。
- ⑤ 組織・管理体制は十分か。
- ⑥ 財産の管理状況は十分か。

### 2 実施した監査の概要及び主な監査手続

#### (1) 現場視察の実施

平成 25 年 10 月 11 日（金）10 時～17 時に以下の手続を実施した。

- ① 県西農林事務所において次の事項のヒアリング
  - 組織、定数・定員配置状況及び平成 24 年度の予算執行状況
  - 企画調整部門の所掌事務、入札委員会及び入札制度の見直し
  - 振興・環境室の所掌事務
  - 経営普及部門の所掌事務
  - 土地改良部門の所掌事務
- ② 境土地改良事務所所管の次の事業について現地視察
  - 畑地帯総合整備事業 借宿生子地区の事業現地視察・ヒアリング及び第 3 用水機  
場視察  
総事業費 3,554 百万円 工期 平成 9 年度～平成 22 年度
  - 畑地帯総合整備事業 坂東中央地区の事業現地視察・ヒアリング  
総事業費 1,731 百万円 工期 平成 24 年度～平成 29 年度
- ③ 坂東地域農業改良普及センターにおいて所掌事務のヒアリング



④ 視察写真

畑地帯総合整備事業の現地視察

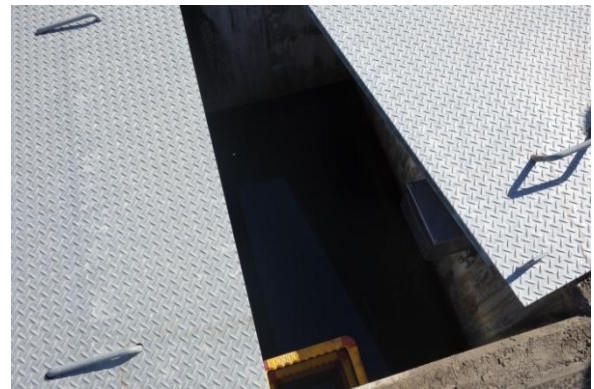
借宿生子地区（整備済地区）



坂東中央地区（未整備地区）



借宿生子地区 (第3用水機場)



(2) 本庁各課についてのヒアリング

- ① 農林水産業政策
- ② 農林水産部と関連団体との取引
- ③ 本庁としての出先機関に対する管理
- ④ 入札制度
- ⑤ 事業評価制度

(3) 出先機関についてのヒアリング

- ① 事業採択から事業完了までの管理, 手続の妥当性の検討
  - 1) 抽出事業について原則として取引金額 10 百万円以上の工事請負契約, 委託契約, 財産取得について入札・契約手続に関する検討
  - 2) 1) の金額基準により対象となる補助金の交付要綱, 申請から履行確認, 補助金の効果測定に関する検討
- ② 債権について貸付等に関する要綱等, 貸付等による効果測定, 回収可能性に関する検討
- ③ 行政財産, 物品に関する管理の適正性の検討

(4) 茨城県の入札談合等関与行為についてのヒアリング

公正取引委員会の審査(調査)により, 茨城県職員による入札談合等関与行為が認められ, 改善措置要求を受けたことに関して, 茨城県としての対応状況を包括外部監査において確認した。

(5) 過去の包括外部監査における指摘事項のフォローアップ

今回の包括外部監査テーマに係る過去の包括外部監査の指摘事項について措置状況を確認した。

(6) 監査チームによる検討

監査チーム内において適宜, 検討を実施した。

V 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	小林保弘
包括外部監査人補助者	公認会計士	大枝 宏
	公認会計士	成島 徹
	公認会計士	中村岳広
	公認会計士	佐藤朋樹
	公認会計士	高橋博之
	公認会計士	植田幹郎

VI 包括外部監査の実施期間

平成 25 年 7 月 17 日から平成 26 年 1 月 31 日まで

VII 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)

- ・ 報告書文中、指摘は地方自治法第252条の37第5項の監査の結果であり、意見は同法第252条の38第2項の監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。
- ・ 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。

## 第2章 監査の対象

### I 包括外部監査対象期間

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）とする。ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、平成25年度予算についても参考とする。

### II 包括外部監査対象部署

農林水産部の組織は、本庁12課（農業政策課・産地振興課・販売流通課・畜産課・農業経営課・林政課・林業課・漁政課・水産振興課及び農地局の農村計画課・農地整備課・農村環境課）体制である。この全課を監査対象とした。

出先機関のうち、5農林事務所全て（県北・県央・鹿行・県南・県西）、3土地改良事務所全て（高萩・稲敷・境）、農業大学校を監査対象とした。ただし、農林水産部所管の試験研究機関については、平成19年度の包括外部監査テーマ「試験研究機関の財務事務及び経営管理について」として既に監査対象とされているため、今回の包括外部監査においては、試験研究機関に往査することはせずに当時の包括外部監査の指摘事項についてフォローアップした。

また、漁港事業の一部が、農林水産部から土木部に予算を振り替えて事業を執行している関係から、土木部の出先機関である茨城港湾事務所を監査対象に含めた。

	監査対象機関名	監査実施日	時間	場所	担当者
1	(農林水産部) 農業政策課	10月24日(木)	10時～16時	外部監査室	小林・大枝
		12月12日(木)	10時～16時	外部監査室	小林・成島
2	産地振興課	10月24日(木)	10時～16時	外部監査室	中村・高橋
		10月25日(金)	10時～16時	外部監査室	中村・高橋
3	販売流通課	11月12日(火)	10時～16時	外部監査室	中村・佐藤
4	畜産課	10月30日(水)	10時～16時	外部監査室	佐藤・高橋
5	農業経営課	11月11日(月)	10時～16時	外部監査室	大枝・高橋
		11月12日(火)	10時～16時	外部監査室	大枝・高橋
6	林政課	10月28日(月)	10時～16時	外部監査室	中村・高橋
		10月29日(火)	10時～16時	外部監査室	中村・高橋
7	林業課	10月31日(木)	10時～16時	外部監査室	中村・佐藤
		11月1日(金)	10時～16時	外部監査室	中村・佐藤
8	漁政課	10月30日(水)	10時～16時	外部監査室	植田・中村
9	水産振興課	12月5日(木)	10時～16時	外部監査室	大枝・植田

	監査対象機関名	監査実施日	時間	場所	担当者
10	農村計画課	10月31日(木)	10時～16時	外部監査室	大枝・植田
11	農地整備課	11月12日(火)	10時～16時	県庁会議室	小林・成島
		11月13日(水)	10時～16時	外部監査室	小林・成島
12	農村環境課	11月5日(火)	10時～16時	外部監査室	中村・佐藤
		11月6日(水)	10時～16時	外部監査室	中村・佐藤
13	県北農林事務所	11月19日(火)	10時～16時	県北農林事務所	中村・高橋
		11月20日(水)	10時～16時	県北農林事務所	中村・高橋
14	高萩土地改良事務所	11月15日(金)	10時～16時	高萩土地改良事務所	大枝・高橋
15	県央農林事務所	11月18日(月)	10時～16時	県央農林事務所	植田・佐藤
		11月19日(火)	10時～16時	県央農林事務所	植田・佐藤
16	鹿行農林事務所	11月13日(水)	10時～16時	鹿行農林事務所	大枝・植田
		11月14日(木)	10時～16時	鹿行農林事務所	大枝・植田
17	県南農林事務所	11月13日(水)	10時～16時	県南農林事務所	佐藤・高橋
		11月14日(木)	10時～16時	県南農林事務所	佐藤・高橋
18	稲敷土地改良事務所	11月11日(月)	10時～16時	稲敷土地改良事務所	植田・佐藤
19	県西農林事務所	11月18日(月)	10時～16時	県西農林事務所	小林・成島
		11月20日(水)	10時～16時	県西農林事務所	小林・成島
20	境土地改良事務所	11月28日(木)	10時～16時	境土地改良事務所	小林・成島
21	農業大学校	11月21日(木)	10時～16時	農業大学校	大枝・植田
22	入札談合等関与 行為関係及び監 査総括	12月9日(月)	10時～16時	外部監査室	小林・成島
		12月10日(火)	10時～16時	外部監査室	小林・成島
		12月11日(水)	10時～16時	外部監査室	小林・成島
		12月12日(木)	10時～16時	外部監査室	小林・成島
23	(土木部) 茨城港湾事務所	12月13日(金)	10時～16時	茨城港湾事務所	植田・佐藤

### III 監査対象事業及び往査対象事業所の抽出基準

平成 24 年度の実施事業から概ね歳出額 50 百万円以上を抽出した。

なお、この表の事業の概要欄及び指摘・意見欄は、記載の章等と関連付けしてある。

(単位：千円)

事業名	事業の概要	総支出額	本庁	県北	県央	鹿行	県南	県西
	指摘・意見		高萩	稲敷	境	大学校	茨城港	その他
(産地振興課) 原種苗センター運営費	第 6 章 II 1	80,980	80,980					
	-							
花き優良種苗導入資金	第 6 章 II 2	54,000	54,000					
	-							
たばこ作改善資金	第 6 章 II 3	50,000	50,000					
	-							
指定・特定野菜価格安定供給 事業費補助	第 6 章 II 4	144,926	144,926					
	第 4 章 II 2 (1)							
いばらきの園芸産地改革支 援事業費	第 6 章 II 5	83,984	790	856	17,531	23,000	12,555	29,252
	第 4 章 II 2 (4)							
農業者戸別所得補償制度推 進事業費	第 6 章 II 6	296,183	8,763	37,649	50,267	25,430	91,076	82,998
	第 4 章 II 2 (2)							
産地構造改革特別対策事業 費 (明許繰越)	第 6 章 II 7	191,178	191,178					
	第 4 章 II 2 (3)							
(販売流通課) 6 次産業化推進支援事業費	第 6 章 III 1	72,689	72,421	41	45	58	73	51
	第 4 章 II 3 (1)							
いばらき農産物産地消推 進事業費	第 6 章 III 2	51,825	51,498	18	5	7	0	297
	第 4 章 II 3 (2)							
風評被害調査・払拭事業費	第 6 章 III 3	52,837	52,792	13	10	10	10	2
	第 4 章 II 3 (3)							
(畜産課) 畜産振興資金貸付金	第 6 章 IV 1	741,000	741,000					
	第 4 章 II 4 (1)							
畜産センター運営費	第 6 章 IV 2	59,071						
	第 4 章 II 4 (2)							59,071



(単位：千円)

事業名	事業の概要	総支出額	本庁 高萩	県北 稲敷	県央 境	鹿行 大学校	県南 茨城港	県西 その他
	指摘・意見							
家畜伝染病予防事業費	第6章Ⅳ3	91,000	8,331					
	-							82,669
畜産施設災害復旧費 (明許繰越)	第6章Ⅳ4	699,990	699,990					
	-							
(農業経営課) 農業法人等雇用促進事業費	第6章Ⅴ1	58,122	58,122					
	第4章Ⅱ5(2)							
農協経営刷新融資事業費	第6章Ⅴ2	7,000,000	7,000,000					
	第4章Ⅱ5(1)							
農業総合センター運営費	第6章Ⅴ3	135,900	221	3	22	43	153	43
	-							135,415
普及センター運営費	第6章Ⅴ4	94,257	285	4,723	7,794	10,392	6,087	9,405
	-					720		54,851
農業大学校教育費	第6章Ⅴ5	68,352	11					
	-					68,127		214
東日本大震災農業生産対策 事業費	第6章Ⅴ6	596,143	596,143					
	-							
新規就農総合支援事業費	第6章Ⅴ7	273,372	272,680	75	45	66	103	118
	-							285
(林政課) 茨城県民の森等施設管理運 営費	第6章Ⅵ1	133,760	133,760					
	第4章Ⅱ6(4)							
特用林産物生産担い手育成 事業費	第6章Ⅵ2	76,851	76,851					
	第4章Ⅱ6(5)							
林業振興資金貸付金	第6章Ⅵ3	192,000	192,000					
	第4章Ⅱ6(6)							
木材産業等高度化推進資金 貸付金	第6章Ⅵ4	101,917	101,917					
	-							
農林漁業信用基金償還金	第6章Ⅵ5	50,958	50,958					
	-							
森林湖沼環境基金積立金	第6章Ⅵ6	1,653,461	1,653,461					
	-							

(単位：千円)

事業名	事業の概要	総支出額	本庁 高萩	県北 稲敷	県央 境	鹿行 大学校	県南 茨城港	県西 その他
	指摘・意見							
森林整備加速化・林業再生基金事業費	第6章VI7	321,489	3,610	107,786	0	189,843	0	20,250
	-							
身近なみどり整備推進事業費	第6章VI8	279,468	1,311	36,039	63,228	28,430	125,821	24,483
	第4章II6(1)							156
いばらき木づかい環境整備事業費	第6章VI9	108,078	1,299	6,442	19,723	12,806	19,656	16,693
	第4章II6(2)							31,459
森林整備加速化・林業再生基金積立金	第6章VI10	1,086,747	1,086,747					
	第4章II6(3)							
木材利用促進施設整備事業費(明許繰越)	第6章VI11	211,960	0			211,960		
	-							
(林業課) 分収林経営管理費	第6章VII1	84,367	84,367					
	第4章II7(1)							
県単造林事業費	第6章VII2	301,700	426	247,147	22,931	361	25,730	5,105
	第4章II7(4)							
奥久慈グリーンライン林道整備事業費	第6章VII3	229,404	11,353	218,051				
	第4章II7(3)							
奥久慈グリーンライン林道整備事業費(明許繰越)	第6章VII3	74,010	1,335	72,675				
	第4章II7(3)							
県単治山事業費	第6章VII4	123,490	4,657	60,736	27,332	24,791	5,124	850
	-							
県単治山事業費(明許繰越)	第6章VII4	75,697	1,898	45,740		27,876		
	-							183
治山施設災害復旧費(明許繰越)	第6章VII5	1,341,580	1,231,288	3,215	104,692	2,385		
	第4章II7(2)							
(漁政課) 水産振興資金貸付金	第6章VIII1	810,000	810,000					
	-							
共同利用漁船等復旧支援対策事業費	第6章VIII2	844,818	844,818					
	第4章II8(1)							

(単位：千円)

事業名	事業の概要	総支出額	本庁 高萩	県北 稲敷	県央 境	鹿行 大学校	県南 茨城港	県西 その他
	指摘・意見							
(水産振興課) 県単水産公共施設災害復旧 費	第6章IX 1	146,241	8,085					
	-						138,156	
漁港施設整備事業費 (明許繰越)	第6章IX 2	80,182	24,780					
	-						35,925	19,477
水産公共施設災害復旧費 (明許繰越)	第6章IX 3	2,082,265	1,276,525					
	-						544,054	261,686
栽培漁業センター災害復旧 費(明許繰越)	第6章IX 4	999,308	999,308					
	-							
(農村計画課) 霞ヶ浦開発事業農業用水負 担金償還円滑化事業特別会 計へ繰出	第6章X 1	684,535	684,535					
	-							
農地農業用施設等災害復旧 費(明許繰越)	第6章X 2	2,329,081	257	281,747	508,137	507,829	4,872	107,623
	第4章II 10(1)		27,889	890,727				
土地改良施設維持管理適正 化事業費補助	第6章X 3	156,798	156,798					
	-							
建設工事国庫支出金等返還 金	第6章X 4	82,057	82,057					
	-							
(農地整備課) 国営土地改良事業負担金	第6章XI 1	5,396,948	5,396,948					
	-							
経営体育成基盤整備事業費	第6章XI 2	1,813,746	32,180	27,600	349,574	322,189	58,421	341,096
	第4章II 11(3)			492,183	60,620			129,883
経営体育成基盤整備事業費 (明許繰越)	第6章XI 2	2,251,376		36,400	469,310	81,500	306,200	514,000
	第4章II 11(3)			341,070	414,200			88,696
県営畑地帯総合整備事業費 (明許繰越)	第6章XI 3	1,094,264	18,633		143,402		395,334	214,500
	-				277,000			45,395
県営かんがい排水事業費 (明許繰越)	第6章XI 4	903,332		55,855	89,888	103,107	64,720	20,000
	第4章II 11(4)			532,237				37,525
霞ヶ浦用水事業償還円滑化 対策費補助	第6章XI 5	773,693	773,693					
	-							

(単位：千円)

事業名	事業の概要	総支出額	本庁	県北	県央	鹿行	県南	県西
	指摘・意見		高萩	稲敷	境	大学校	茨城港	その他
霞ヶ浦用水施設管理費	第6章XI6	121,129	121,129					
	-							
(農村環境課) ふるさと農道整備事業費	第6章XII1	151,635		62,500	34,500			
	第4章II12(1)		50,000					4,635
ふるさと農道整備事業費 (明許繰越)	第6章XII1	78,000		30,000	28,000			
	第4章II12(1)		20,000					
団体営農業集落排水事業費	第6章XII2	825,289		94,905	321,122	91,853	45,246	101,393
	第4章II12(2)			43,255	85,663			41,852
地籍調査事業費補助	第6章XII3	208,803	208,803					
	第4章II12(3)							
地籍調査事業費補助 (明許繰越)	第6章XII3	274,002	274,002					
	第4章II12(3)							

※表中の略称は、以下の通りである。

県北：県北農林事務所，県央：県央農林事務所，鹿行：鹿行農林事務所，県南：県南農林事務所，  
 県西：県西農林事務所，高萩：高萩土地改良事務所，稲敷：稲敷土地改良事務所，  
 境：境土地改良事務所，大学校：農業大学校，茨城港：茨城港湾事務所

### 第3章 農林水産部の事業の概要

#### I 茨城県の農林水産業の現状

##### 1 茨城県の各農林水産業の現状

###### (1) 農業の現状

###### ① 耕地面積等の現状

茨城県は、北部から北西部に、阿武隈山地の南端部や八溝山地があるものの、中央部から南西部にかけては、関東平野の一部である常総平野が広がり、また、南東部及び東部は海沿いの平野地帯となっている。このように、茨城県では、県全体で、山間部が少なく、平地が多いため、総面積では都道府県別で第24位と中位に位置するが、可住地面積では第4位となっている。

上記のような地形を生かし、茨城県の耕地面積は約17万haで全国第2位となっており、農作物の生産基盤の能力も高いといえる。

なお、平成24年度において茨城県における耕地面積は水田が99,800ha、畑が74,100haと、水田が6割弱で、畑が4割強となっている。

###### 茨城県の総面積等の順位

	茨城県	全国	茨城県の順位
総面積 (ha)	609,572	37,291,375	24
可住地面積 (ha)	398,173	12,214,658	4
可住地面積/総面積	65.3%	32.8%	—
耕地面積 (ha)	173,800	4,549,000	2

茨城県は、農産物の大消費地である東京の中心から北東に40km～160kmに位置しており、首都圏への農産物の集荷に有利な面がある。東京都中央卸売市場における茨城県産の青果物の取扱金額のシェアは9年連続で日本一となっている。

茨城県は、農業産出額が全国第2位で、農業が盛んな県であり、その盛衰は茨城県全体の経済力に重要な影響を与えるものである。

② 農業産出額の現状

平成24年の「農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」によると、茨城県の平成24年の農業産出額は4,281億円であり、都道府県別順位は、北海道について、平成20年から5年連続で第2位となっている。

茨城県の農業産出額は、昭和59年の5,308億円をピークに年々減少傾向にあり、特に平成23年は東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の影響により、209億円の減少となった。

平成24年の農業産出額は、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の影響の緩和もあり、184億円の増加に転じている。

過去4年間の農業産出額上位5都道府県

(単位：億円)

順位	1位		2位		3位		4位		5位	
	平成21年	北海道	10,111	茨城県	4,170	千葉県	4,066	鹿児島県	4,005	宮崎県
平成22年	北海道	9,946	茨城県	4,306	千葉県	4,048	鹿児島県	4,011	熊本県	3,071
平成23年	北海道	10,137	茨城県	4,097	鹿児島県	4,069	千葉県	4,009	熊本県	3,113
平成24年	北海道	10,536	茨城県	4,281	千葉県	4,153	鹿児島県	4,054	熊本県	3,245

### ③ 農家の現状

下記の「農家数の推移」にあるように、茨城県の平成 22 年 2 月 1 日現在の総農家戸数は 10 万 3,221 戸で、平成 17 年に比べ 1 万 1,527 戸（△10.0%）減少しており、減少傾向が顕著である。特に、茨城県の農業の中心といえる販売農家数は平成 17 年に比べ 1 万 3,961 戸（△16.5%）減少している。

しかし、「経営規模別農家数」にあるように総農家数が減少する中で、3ha 以上の大規模農家、なかでも経営規模 5ha 以上の農家は増加し、一方で、経営規模 0.5～3ha 未満の農家が減少しており、大規模な専業経営と小規模な農家に分化している。

農家数の推移（資料：農林業センサス）

区分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年と 22 年の比較	
総農家数	(戸)	140,001	128,020	114,748	103,221	△ 11,527	△10.0%
販売農家数	(戸)	116,053	103,239	84,845	70,884	△ 13,961	△16.5%
	構成比	82.9%	80.6%	73.9%	68.7%	△14.2%	△19.2%
自給的農家数	(戸)	23,948	24,781	29,903	32,337	2,434	8.1%
	構成比	17.1%	19.4%	26.1%	31.3%	14.2%	54.6%

（農家の区分）

総農家 : 販売農家と自給的農家を合わせた農家

販売農家 : 経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上の農家

自給的農家 : 経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家

経営規模別農家数（単位：戸）（資料：農林業センサス）

区分	H12 年		H17 年		H22 年	
	(単位：戸)	構成比	(単位：戸)	構成比	(単位：戸)	構成比
0.5ha 未満	43,788	34.2%	45,039	39.3%	43,061	41.7%
0.5～1.0ha	33,724	26.3%	27,061	23.6%	22,002	21.3%
1.0～1.5ha	20,240	15.8%	16,461	14.3%	13,830	13.4%
1.5～2.0ha	12,595	9.8%	10,019	8.7%	8,465	8.2%
2.0～3.0ha	10,965	8.6%	9,310	8.1%	8,348	8.1%
3.0～5.0ha	4,937	3.9%	4,579	4.0%	4,622	4.5%
5.0ha 以上	1,771	1.4%	2,279	2.0%	2,893	2.8%
計	128,020		114,748		103,221	

農家数の減少に伴い、農業就業人口も年々減少し、「農業就業人口の平均年齢」にあるよ

うに、全国的な傾向と同じ歩調で、茨城県内においても農業従事者の高齢化が進行している。一方で、新規就農者数は、青年のUターン、新規参入及び中高年齢者に大きな変動はない。

農業就業人口の平均年齢（資料：農林業センサス）

年度	茨城県	全国
平成7年度	59.3歳	59.1歳
平成12年度	61.6歳	61.1歳
平成17年度	63.6歳	63.2歳
平成22年度	65.7歳	65.8歳

県の新規就農者数の推移（資料：農林水産部農業経営課調べ）

（単位：人）

年齢	年度	H2	H7	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
青年 (16～39歳)	新規学卒	76	65	71	81	70	61	49	46	42	35	40
	Uターン	21	46	67	88	101	103	115	92	114	91	92
	新規参入	-	8	14	24	14	19	24	51	44	45	51
	計	97	119	152	193	185	183	188	189	200	171	183
中高年齢者 (40～65歳)	Uターン	-	6	22	16	24	51	33	43	43	43	31
	新規参入	-	1	3	4	8	9	16	16	19	21	7
	計	-	7	25	20	32	60	49	59	62	64	38
合計		-	126	177	213	217	243	237	248	262	235	221



## (2) 林業の現状

### ① 森林等の現状

茨城県の森林面積は18万7,000haで、県土総面積61万haの約31%を占めている。全国の国土面積に占める森林面積の平均である約66%の半分以下であり、面積に関係する全国での順位は多くが35位以下となっている。森林面積のうち14万2,000haが民有林であり、戦後積極的にスギ、ヒノキの造林が進められた結果、全国でも上位の人工林率の高い森林となっている。これらの森林は、県北部を中心とする山岳林地帯と、県中央部から南西部にかけての平地林地帯とに大別される。

県北部を中心とする山岳林は、主としてスギやヒノキなどの人工林からなり、県内における代表的な林業地帯を形成している。県中央部から南西部にかけての平地林は、都市化の進展に伴い年々減少しているが、都市近郊の生活環境保全のために役立つ森林として期待され、このため都市化の進展との調和を図りながら森林の整備を進めていくことが求められる。

県内の民有林人工林の蓄積総量（森林における立木の材積の総量をいう。）は約2,131万 $m^3$ であり、1ha当たりの蓄積は278 $m^3$ となり、これは全国平均279 $m^3$ （平成19年3月31日、林野庁調べ）とほぼ同水準となっている。

#### 茨城県の林業における地位

区分	単位	茨城県		全国		順位		シェア	
森林面積	ha	*2	186,860	*3	25,096,987	*3	39	*3	0.7
民有林面積	ha	*2	141,901	*3	17,411,372	*3	40	*3	0.8
民有林人工林	ha	*2	76,683	*3	7,982,622	*3	37	*3	1.0
林野率	%	*2	31	*3	67	*3	46		—
民有林人工林率	%	*2	54	*3	46	*3	15		—
林業経営体数	戸	*1	1,778	*1	140,186	*1	35	*1	1.3

\*1：2010年世界農林業センサス

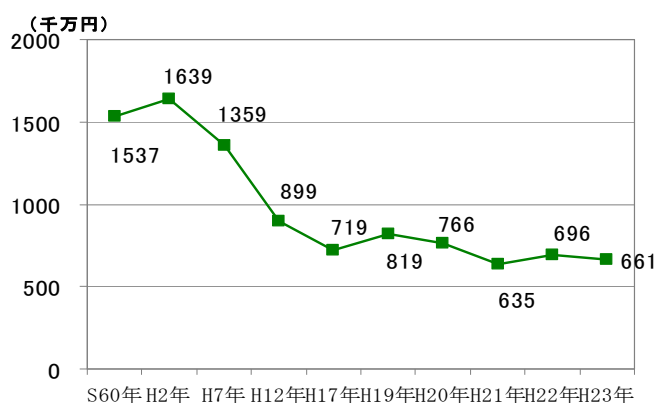
\*2：林政課資料（平成25年4月1日現在）

\*3：森林資源の現況（平成19年3月31日、林野庁）

## ② 林業産出額の現状

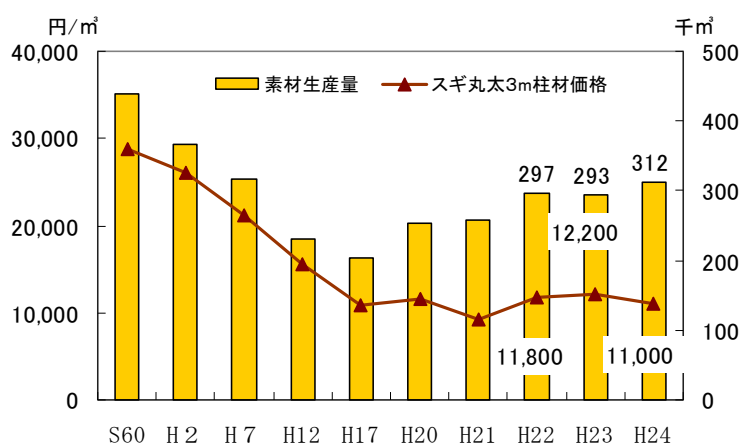
平成 23 年の茨城県の林業産出額は、66 億 1,000 万円 で全国第 22 位であり、平成 2 年と比較すると、約 60% 減少し、平成 2 年をピークに下落したが平成 17 年からはほぼ横ばいである。

茨城県の林業産出額の推移(資料：生産林業所得統計報告書)



素材生産量については、昭和 40 年の 65 万 2,000  $m^3$  をピークに、その後木材価格の低迷、林業労働力の減少、高齢化などにより、平成 17 年には 18 万 7,000  $m^3$  まで減少したが、その後増加傾向に転じ、平成 24 年には 31 万 2,000  $m^3$  (S40 年比 47.9%) となっている。スギ丸太 3m 柱材価格の推移が示すように、全国で木材価格の下落傾向がある。

素材生産量と木材価格の推移(資料：木材統計、木材市況)



## ③ 茨城県の特用林産物の動向

県内における特用林産物は、しいたけをはじめとするきのこ類、桐、竹、うるし等の特用樹、わらび等の山菜類などの多種にわたっている。

平成 23 年の特用林産物の産出額は約 28 億円で、このうち、きのこ類は 27 億 8,000 万円

(約 98%), 生しいたけの生産は 1,138 トンで全国第 18 位の生産量となっており, 特に, 原木生しいたけの生産は 803 トンで全国第 3 位である。また, 特用樹のうち本県産うるしは, 年間 173kg の生産量があり, 岩手県に次ぐ全国第 2 位の生産量となっている。

これらの特用林産物は, 健康食品, 伝統工芸品等としての用途があり, 比較的安定して生産され, 加えて農林家の複合経営上, 短期収益型の有利な作物として収入の重要な補完的役割を果たしている。

特用林産物の生産 (資料:「特用林産関係情報集」(林業技術センター))

年次	単位	S60	H 2	H 7	H12	H17	H22	H23
特用林産物生産額	百万円	7,149	7,217	6,325	5,235	5,311	3,001	2,839
内,きのこ類生産額	百万円	6,329	6,710	5,861	4,807	5,064	2,955	2,777
生しいたけ生産量	t	4,738	4,744	4,108	4,101	3,100	1,385	1,138
うるし生産量	Kg	1,150	1,100	920	530	298	237	173

### (3) 水産業の現状

#### ① 本県の水産業の特徴と地位

茨城県は、北部太平洋に面し、那珂川を境に北部は岩礁域、南部は砂浜域に分かれ、単調な海岸線を形成している点に地理的な特徴がある。また、沖合では、親潮と黒潮が交差することから、寒暖両方の魚介類が漁獲される好漁場が形成されている。

茨城県の海面漁業は、こうした漁場特性等を活かし、多種多様な漁業が営まれており、遠洋・沖合漁業では、基幹漁業である大中型まき網のほか、沖合底びき網等が、また、沿岸漁業では、船びき網を中心として、小型底びき網、さし網等が行われている。海面養殖業については、茨城県の海岸線が直接外海に面しているという地理的条件から、ほとんど行われていない。

このような環境の中、茨城県の平成24年の海面漁業生産量は、15万5,000トンであり、全国第6位となっている。

内水面においては、全国第2位の面積を持つ霞ヶ浦北浦があり、漁船漁業とコイ等の養殖業が行われ、また、那珂川、久慈川、涸沼等、大小227の河川や湖沼での漁業や、山間地域におけるニジマス、ヤマメ等の冷水性魚類の養殖などが行われている。

平成24年の内水面漁業の漁獲量は1,600トンで、全国の5.0%を占めており、全国第4位となっている。

水産加工業は、沿海地区、霞ヶ浦北浦地区において、地元の水揚げされた原料を用いた丸干しイワシ、シラス干し等のほか、培った技術を活かし、移入、輸入魚を用いた煮たこ、干しシシャモ等の生産を行い、全国有数の生産量を上げている。

#### 県水産業の地位（平成24年）

区 分		全 国 (H24)	茨城県		茨城県の順位 (H24)	シェア% (H24)
			平成24年	平成23年		
漁業生産量 (t)	海面漁業	3,757,869	155,112	139,093	6	4.1
	内水面漁業	32,945	1,631	3,603	4	5.0
	内水面養殖業	33,957	1,248	1,216	7	3.7
漁業生産額 (百万円)	海面漁業	未発表	未発表	12,500	—	—

(資料：漁業・養殖業生産統計)

## ② 水産業の生産動向

### (漁獲量)

平成 24 年の茨城県の海の漁獲量は全国第 6 位，河川・湖沼の漁獲量は第 4 位，マイワシやサバ類，エビ類，コイ養殖などが全国第 1 位となっている。

全国第 1 位の県内魚種別漁獲量（平成 24 年）

マイワシ	40,972 トン
サバ類	79,012 トン
エビ類(内水面)	277 トン
コイ養殖(内水面)	968 トン

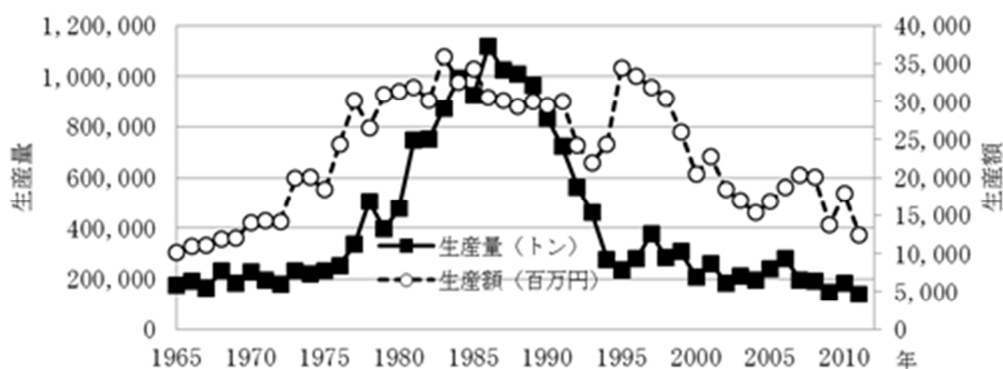
(資料：漁業・養殖業生産統計)

### (海面漁業)

茨城県の海面漁業における生産量は，主に大中型まき網漁業により漁獲されるイワシ類やサバ類といった多獲性魚類の豊凶で大きく変動している。漁業生産量の動向としては，昭和 40 年代は 20 万トン前後で推移してきた。昭和 50 年代に入り，サバ類の豊漁や，マイワシ資源の急増によって漁獲量は増加し，昭和 61 年には 112 万トンに達したが，その後，マイワシ資源が大きく減少したことなどにより，近年の生産量は 20 万トン前後で推移している。平成 23 年・24 年は東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により，約 15 万トンまで生産量が落ち込んでいる。

海面の漁業生産量及び生産額の動向

(資料：茨城農林水産統計年報，漁業・養殖業生産統計)



### ・遠洋・沖合漁業

中心となる大中型まき網漁業は，県全体の生産量の約 9 割を占め，本県漁業の中核であり，また，イワシ，サバ等を利用する水産加工業等の関連産業を支える沿海地域の重要産業となっている。

魚種別には，多獲性魚が漁獲の大部分を占めており，平成 24 年は，マイワシが約 4.1 万トン，サバ類が 7.9 万トンで全国第 1 位の実績となっている。

#### ・沿岸漁業

茨城県の沿岸漁業における基幹漁業で、回遊性魚を漁獲対象とする機船船びき網漁業は、漁獲対象となるシラス、オキアミ等の好不漁により大きく漁獲量の変動するため、県では、沿岸漁業経営の安定と消費者ニーズに応え、ヒラメ、アワビ等の人工種苗の大量生産・放流を実施している。これらの魚種の漁獲量は比較的安定しており、船びき網の好不漁による変動を緩和する重要な収入源となっている。

#### (霞ヶ浦北浦の内水面漁業・養殖業)

##### ・霞ヶ浦北浦の漁業

霞ヶ浦北浦では古くから漁業が盛んに行われており、ワカサギ、ハゼ、エビ等が漁獲されている。漁獲量は、昭和 53 年の 1 万 7,000 トンをピークに減少傾向が続いていたが、近年ワカサギの資源量が回復してきており、横ばいで推移している。平成 24 年のワカサギ漁獲量は 228 トンで、全国第 4 位の生産量となっている。

##### ・霞ヶ浦北浦の養殖業

昭和 40 年代当初、霞ヶ浦北浦に導入されたコイの小割式養殖業はコスト面等で陸上池や他の湖沼より有利であったため、急速に普及し、約 5,000 トンと全国第 1 位の生産量をあげていたが、平成 15 年 10 月にコイヘルペスウイルス病が発生し、コイ養殖業は一時休業を余儀なくされた。コイヘルペスウイルス病に耐性を持つコイの生産技術の開発などにより、平成 21 年 4 月に再開し、平成 24 年の収穫量は約 1,000 トンで、全国第 1 位の生産量となっている。

##### ・内水面の漁業・養殖業

那珂川、久慈川におけるアユや、那珂川（涸沼川）、涸沼におけるシジミが最も重要な種類となっている。養殖業については、県北地域を中心にしたニジマス、ヤマメの養殖等が行われている。

#### (水産加工業)

北茨城市、ひたちなか市、大洗町、神栖市を中心に塩干、煮干、煮たこ、冷凍品等多様な加工品が生産されている。また、那珂湊（ひたちなか市）・大洗地区では昭和 40 年代から、漁獲の不安定な前浜ものに加え、輸入原魚を用いた加工が行われるようになり、煮たこ、干しシシャモ、ホッケ開き干しなどについては全国有数の生産地となっている。また、霞ヶ浦北浦の周辺ではワカサギ、ハゼ、エビ、フナなどを用いた佃煮、煮干、焼き物等の加工が盛んで、全国有数の佃煮産地となっている。

水産加工品生産量の推移

(単位：トン)

	S55	H 2	H12	H23	H24	H24/H23 (%)
生産量	309,128	322,436	158,080	168,801	176,014	104.3
煮たこ	9,241	28,746	20,992	—	—	—
シラス干し	816	1,738	2,377	613	1,033	168.5
佃煮類	2,055	3,747	3,587	2,150	1,941	90.3

(資料：水産加工統計)

※注1 水産加工品生産量には、缶詰、魚油、飼肥料を含まない。

※注2 煮たこは平成18年から統計の対象外

※注3 H24生産量のうち、北茨城市、日立市については、12月31日現在で稼働し、かつ調査票が回収できた陸上経営体の調査値の集計

③ 経営体及び漁業就業者の動き

茨城県の海面漁業就業者数は、水産資源の減少や魚価の低迷で収入が不安定であることや、漁業未経験者が就業しにくい環境にあることを理由に、減少傾向にある。

男子海面漁業就業者に占める60歳以上の割合は35.9%と、高齢化が進んでおり、本県漁業の担い手の確保が課題となっている。

経営体及び漁業就業者（平成20年）（資料：2008年漁業センサス・漁船統計）

区 分	全 国	茨城県	男				女
			15～24歳	25～39歳	40～59歳	60歳以上	
海面経営体（経営体）	115,196	479					
海面漁業就業者（人）	221,908	1,551	71人	248人	620人	527人	85人
海面動力漁船数（隻）	289,456	1,181					

#### ④ 栽培漁業

栽培漁業については、「第6次栽培漁業基本計画（平成22年度～26年度）」に基づき、種苗の本格的な生産・放流や技術開発の進展、漁業者の行う他県からのハマグリ稚貝等の放流に対する支援、本県沿岸漁場における水産資源の維持増大の確保を行うこととしている。

なお、栽培漁業の拠点施設である県栽培漁業センターは、東日本大震災で被災し、稼働を停止していたが、平成25年4月から再稼働している。

#### 第6次栽培漁業基本計画（平成22年度～26年度）の実績及び計画

魚種名	6次目標	技術水準	H20	H21	H22	H23	H24	H25計画
アワビ	300千個 35mm	事業化 F	274千個 30mm～40mm	283千個 30mm～40mm	272千個 30mm～40mm	H25放流用 種苗生産	H25,26放流用 種苗生産	100千個 30mm
ヒラメ	850千尾 100mm	事業化実証 E	953千尾 110mm	999千尾 118mm	820千尾 112mm	4千尾 93mm	117千尾 74mm	850千尾 100mm
スズキ	200千尾 30mm	事業化検討 D	200千尾 33mm	201千尾 32mm	震災により 343千尾死亡	休止	休止	休止
鹿島灘はまぐり	10,000千個 2mm	放流技術開発 C	12千個 1.6mm	2,422千個 1.5mm	2,544千個 1.6mm	種苗生産技術 開発 に重点化	種苗生産技術 開発 に重点化	10,000千個 2mm
ソイ類	20千尾 30mm	新技術開発 A	0 (-)	4千尾 119mm	9千尾 112mm	0.1千尾 99mm	17.6千尾 92mm	20千尾 30mm
マコガレイ	導入検討魚種		-	-	-	-	-	20千尾 30mm
アユ	導入検討魚種		-	-	491千尾 79mm	休止	休止	200千尾 70mm

#### 種苗放流支援計画

ハマグリ稚貝	12 トン
アユ稚魚	7.75 トン



## 2 茨城県農業の主要生産品目等

平成 24 年の農業産出額 4,281 億円の内訳は、「茨城県の農業産出額と構成比」に記載しているが、園芸が 49.1%、畜産が 25.1%、米が 23.5%であり、いも類、野菜、果実、花きを含む園芸部門の割合が高い。

「平成 23 年品目別産出額順位」に記載しているが、全国第 1 位の品目が鶏卵、メロンをはじめ 11 品、第 2 位が 7 品目、第 3 位が 10 品目と上位を占める品目が多数ある。あわせて、「品目別農産物産出額の順位と構成比（平成 23 年）」に記載する茨城県の農産物産出額上位 30 品目をみると、肉用牛及びブロイラーを除いて、一桁の順位となっている。

（資料：都道府県別農業産出額）

茨城県の農業産出額と構成比

（単位：億円，%）

区分		年度	平成 24 年		平成 23 年	
			産出額	構成比	産出額	構成比
合計（耕種計＋畜産計＋加工農産物計）			4,281	100	4,097	100
耕 種	耕種計		3,150	73.6	2,965	72.4
	米		1,008	23.5	915	22.3
	麦類		3	0.1	2	0
	雑穀・豆類		19	0.5	21	0.5
	園芸（いも類＋野菜＋果実＋花き）		2,100	49.1	2,001	48.8
	いも類		210	4.9	203	5.0
	野菜		1,626	38.0	1,542	37.6
	果実		131	3.1	130	3.2
	花き		133	3.1	126	3.1
	工芸農作物		12	0.3	20	0.5
	種苗・苗木類・その他		8	0.2	6	0.1
畜 産	畜産計		1,075	25.1	1,079	26.3
	肉用牛		119	2.8	118	2.9
	乳用牛		175	4.1	155	3.8
	豚		359	8.4	377	9.2
	鶏		419	9.8	424	10.3
	その他畜産物		3	0.1	3	0.1
加工農産物			55	1.3	53	1.3

品目別農産物産出額の順位と構成比（平成 23 年）（単位：億円）

	農産物名	産出額	構成比	全国順位
	県計	4,097	100%	2
1	米	915	22.30%	4
2	豚	377	9.20%	2
3	鶏卵	372	9.10%	1
4	かんしょ	174	4.20%	2
5	メロン	139	3.40%	1
6	生乳	136	3.30%	8
7	トマト	123	3.00%	5
8	肉用牛	118	2.90%	12
9	ピーマン	114	2.80%	1
10	レタス	111	2.70%	2
11	はくさい	109	2.70%	2
12	ねぎ	99	2.40%	3
13	れんこん	96	2.30%	1
14	日本なし	76	1.90%	2
15	いちご	70	1.70%	8
16	きゅうり	65	1.60%	6
17	キャベツ	64	1.60%	4
18	かんしょ切干	53	1.30%	1
19	ほうれんそう	52	1.30%	5
20	きょうな（みずな）	46	1.10%	1
21	だいこん	43	1.00%	8
22	ごぼう	42	1.00%	2
23	なす	41	1.00%	6
24	ブロイラー	36	0.90%	16
25	すいか	32	0.80%	7
26	ばれいしょ	29	0.70%	4
27	にら	28	0.70%	3
28	スイートコーン	28	0.70%	3
29	にんじん	27	0.70%	6
30	芝	27	0.70%	1

平成 23 年品目別産出額順位

(資料：農林水産統計年報)

全国第 1 位	11 品目	鶏卵, メロン, ピーマン, れんこん, ほしいも, みず菜, 芝, チンゲンサイ, 切り枝, くり, みつば
全国第 2 位	7 品目	豚, かんしょ, レタス, はくさい, 日本なし, ごぼう, らっかせい
全国第 3 位	10 品目	ねぎ, スイートコーン, にら, かぼちゃ, らっきょう, パセリ, しそ, そらまめ, カリフラワー, こんにゃくいも

平成 24 年品目別農産物産出額はまだ公表されていないため、平成 23 年のものを表記している。

### 3 茨城県農林水産業の課題と対応する施策・方針

#### (1) 農業の課題と対応する施策・方針

上述したとおり茨城県では都道府県別の農業産出額で5年間連続して第2位となっており、農業が盛んであるが、農業を取り巻く情勢は大きく変化しており、以下の課題がある。

- ・農産物価格の低下とコストの上昇で経営環境の不安定化
- ・県内農業者の高齢化と減少は一層の進行
- ・担い手の減少と耕作放棄地増大
- ・東日本大震災による農地、農業用施設等の被災

上記の課題に対して、農業及び農村の振興のため、以下の施策・方針を挙げるができる。

#### ① 茨城農業改革の着実な推進

消費者のベストパートナーとなるためには、農業者が主体となって農業を展開し、創意工夫により、農業改革の着実な推進を行うことが必要である。

#### ② 福島第一原子力発電所事故に対する損害賠償請求

福島第一原子力発電所事故に伴う出荷制限・自粛、風評被害等によって被った農業者の賠償請求がスムーズに行えることが必要である。

#### ③ 儲かる農業の推進

水田経営については、消費者や実需者の多様なニーズに対応できる米産地を育成することが重要である。また、園芸経営については、青果物の契約取引等を進めるための体制整備、産地活動への支援、園芸施設等の整備、インターネットを活用した産地から消費者へ安全・安心情報の発信、使用済み農業用プラスチックの適正処理による施設園芸の健全な発展及び農村環境の保全が必要である。

#### ④ エコ農業の推進と安全・安心な農産物の提供

農村の環境保全活動並びに化学肥料及び化学合成農薬を削減した環境にやさしい営農活動の地域ぐるみでの一体的な振興は、茨城県の農業及び農産物のイメージアップにつながるとともに、環境にやさしい農業の普及・定着を促進するものである。また、安全・安心な農産物の提供のため市町村等への放射性物質分析機器の導入支援や検査体制の強化が必要である。

合わせて、病害虫の効果的な防除や地域ぐるみでの鳥獣被害防止活動などの取り組みも必要である。

#### ⑤ 販売促進と6次産業化の推進

福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害を払拭するとともに、各種広報媒体や統一キャッチフレーズを活用し、県の顔となるべきメロン、コシヒカリ、常陸牛などを中心に本県農林水産物のイメージアップを図り、販売促進につなげる必要がある。

県民の豊かな食生活の実現, 本県農業・農村の活性化及び地産地消の推進のためには, 販売促進キャンペーンやイメージアップキャンペーンを展開するとともに, 本県農林水産物を活用した新たな商品開発と農業者の6次産業化の推進が必要である。

⑥ 消費者ニーズに応える畜産物の生産と供給

畜産の振興のためには, 消費者が求める安全・安心で, 品質の高い畜産物の提供及び畜産農家が安心して経営できる体制の確立のためには, 畜産衛生対策の充実と安全な畜産物の生産, 畜産環境対策の充実, 試験研究の推進と指導体制の充実の推進が必要である。

⑦ 農業団体の強化, 制度資金の充実, 担い手の確保・育成及び技術開発・普及

地域農業の振興のためには, 推進役となる農業団体の組織・事業の広域化, 社会情勢を踏まえた農業制度資金の創設などの的確な対応及び農業の未来を担う多様な担い手の確保・育成を進めることが重要である。

さらに, 競争力の強化のため, 新品種・新技術の開発と普及が不可欠である。

⑧ 農業生産を支える基盤づくり

低コストで高品質な農産物を安定的に供給できる競争力のある強い産地を育成するためには, 農地の基盤整備の推進及び担い手への農地集積の促進等を図ることが必要である。

また, 消費者ニーズに応じた農作物の計画的かつ安定的な生産・供給のためには, 水資源確保のための関係機関との調整を図り, 国営水利事業や関連する末端整備事業を推進することが必要である。

⑨ 農業水利施設の適切な保全管理

老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策及び農地や農業水利施設の災害の未然防止などにより農業・農村の持続的な発展を図ることが重要である。

⑩ 地域ぐるみで取り組む魅力ある農村づくりの推進

魅力ある農村づくりのためには, 農村環境の整備, 農道の整備, 耕作放棄地対策, 農村のコミュニティ活動, 都市農村交流活動等の推進, 国土調査の推進などにより, 豊かな資源を生かした農村住民が住みやすく都市住民にとっても心地よい農村づくりの推進, 中山間地における農地の傾斜度や面積等に応じた交付金の交付, 直売所運営改善の支援などによる農業・農村の活性化が必要である。

⑪ 基盤公共施設及び農業共同利用施設等の早期復旧

東日本大震災で被災した農地, 土地改良施設, 農業共同利用施設等については, 県, 市町村, 土地改良区, 農協等が事業主体となって, 早期の復旧を図ることが重要である。

## (2) 林業の課題と対応する施策・方針

林業を行うにあたっては、森林は不可欠な存在であり、また、森林は、木材等の林産物の生産だけではなく、土地の保全や水源のかん養、保健休養の場の提供などの多様な公益的な機能を持ち、様々な恩恵を与え、安全で豊かな暮らしの形成に貢献しているものと認識している。茨城県の林業については、以下の課題がある。

- ・平成 22 年度までの 10 年間で私有林が 1,800ha 減少
- ・私有林の大半を占める私有林の林家の保有規模 5 ha 未満が 80%と零細な所有形態
- ・スギ丸太の年平均価格が平成 21 年度において昭和 55 年度の 1/4 などの木材価格の下落
- ・素材生産量の減少
- ・東日本大震災による治山施設、林道等の被災

上記の課題に対して、林業の振興のため、以下の施策・方針を挙げることができる。

### ① 林業の再生と県産材の利用拡大及び機能豊かな森林づくり

森林が持つ林産物の供給、土地の保全、水資源のかん養等の多面的機能を高め、「木を植え、育て伐採し、木材を有効活用する緑の循環システム」の確立のため、森林湖沼環境税を活用し、森林環境を保全するための適正な森林整備を図るとともに、林業の再生と担い手の育成、木材の利活用の推進、機能豊かな森林づくりを行うことが重要である。

### ② 機能豊かな森林の育成と県土の保全

森林の持つ多様な機能が持続的に発揮されるよう、森林を育成し保全するため、造林事業、林道事業、治山事業の公共工事、県有林事業などの各種施策の推進や緑の循環システムによる森林・林業・木材産業の活性化が必要である。

### ③ 治山施設及び林道の早期復旧

東日本大震災で被災した治山施設、林道について、県、市町村が事業主体となって、早期の復旧を図ることが重要である。

### (3) 水産業の振興への課題と対応する施策・方針

上述したとおり茨城県では、都道府県別の漁業生産量で、海面漁業が第6位、内水面漁業が第4位、内水面養殖業が第7位と漁業が盛んな都道府県の一つであるが、水産業を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、以下の課題がある。

- ・ 景気低迷等による産地の魚価の大幅な下落
- ・ 燃油価格の高騰
- ・ 消費者の魚離れ
- ・ 人口の減少予測に伴う魚介類の消費減
- ・ 東日本大震災の津波による漁港、漁港海岸、水産業共同利用施設、漁船・漁具等の被災
- ・ 福島第一原子力発電所事故に伴う水産物の出荷制限や風評被害

上記の課題に対して、水産業の振興のため、以下の施策・方針を挙げるができる。

#### ① 水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展

適切な漁獲管理などにより水産資源の持続的利用を図るとともに、水揚げした魚介類について、地産地消の推進など消費拡大対策や流通販売対策により付加価値の向上に努め、霞ヶ浦北浦など内水面においては、有害魚や外来魚の漁獲回収により、水産資源や漁場環境の保全を図ることが重要である。

さらに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故への対策を講じ、漁業者や水産加工業者の経営安定を図る必要がある。

#### ② 水産資源の持続的利用と水産基盤の整備

ヒラメ、アワビといった魚介類の稚魚・稚貝を放流し、漁獲する「栽培漁業」や、漁獲を調整し持続的に利用する「資源管理型漁業」を推進するとともに、生産基盤である漁港施設や増殖場等を整備し、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図ることが重要である。

また、霞ヶ浦北浦、河川等の内水面において、外来魚の繁殖や漁場環境の変化等に対応するため、ワカサギ卵、アユ等の種苗放流、カワウの追い払い活動等を行い、水産資源の維持培養を図ることが必要である。

#### ③ 漁港、漁港海岸、水産業共同利用施設、漁船・漁具等の早期復旧

東日本大震災の津波で被災した漁港、漁港海岸、水産業共同利用施設、漁船・漁具等について、県、市町村、協同組合等が事業主体となって、早期の復旧を図ることが重要である。

#### 4 茨城農業改革大綱, 茨城県森林・林業振興計画, 茨城県水産業振興計画

##### (1) 茨城農業改革大綱

茨城農業改革大綱(2011-2015) (以下「新大綱」という。) は、これまで取り組んできた農業改革の成果の評価・検証を行ったうえで新大綱策定に向けた「農政審議会」からの答申に即し、県内の農業者、関係団体等からの意見などを踏まえ、農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しつつ、儲かる農業の実現による農業者の所得の向上と安定を図り、茨城県を重要な食料供給基地として一層発展させるとともに、発展を支える活力とうるおいのある農村を創造するため、本県農政の基本方針として策定されたものである。

新大綱では、「食料」「農業」「農村」の視点から、それぞれの政策のめざす方向として以下の3つを掲げている。

##### ①【食料】 いばらきから発信する「信頼ブランド」

首都圏の食料供給基地, 全国をリードする農業県として、県民・国民に対して、いばらきの豊かな食と農を積極的に発信し、生産・消費相互の信頼関係を構築していく。

##### ②【農業】 未来につながるいばらき農業

農業者が農業経営者となるための環境を整え、茨城農業を魅力ある産業として発展させていく。

##### ③【農村】 「食と農のふるさと」いばらき

農業をいきいきと魅力ある存在とするため、農村住民が農村の生活や文化に誇りを持って生活できる環境を整備していくとともに、県内外から本県の農村を訪ねてみようと思うような交流を喚起していく。

##### (2) 茨城県森林・林業振興計画

茨城県森林・林業振興計画(2011-2015)は、県民の共有財産である森林を適切に管理し、林業、木材産業を活性化させるため、今後の森林・林業行政の指針として策定されたものである。

茨城県森林・林業振興計画の主要テーマとして、以下の3つを掲げている。

##### ① 林業の再生と元気な担い手づくり

##### ② 県産材の利用拡大と安定供給体制づくり

##### ③ 機能豊かな森林の育成と活力ある山村づくり

##### (3) 茨城県水産業振興計画

茨城県水産業振興計画(2011-2015)は、東日本大震災による被災や福島第一原子力発電所事故の影響などを含めた、本県水産業を取り巻く現状と課題を踏まえ策定されたものである。



茨城県水産業振興計画は、施策展開の方向を「①夢のあるいばらき漁業の構築」、 「②交流・連携による地域の活性化」、 「③消費者に信頼される水産物の提供」、 「④霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興」の4本柱とし、その実現に必要な施策を総合的に推進していくこととしている。

## 5 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響

### (1) 東日本大震災による茨城県の農林水産業の被災状況

茨城県においても、東日本大震災によって、農林水産業の関連施設及び農林水産物に被害が発生した。茨城県の農林水産業関連の被害額は、以下のとおりである。

基盤公共施設等では漁港・漁港海岸の被害額が427億円、土地改良施設の被害額が179億円と大きく、共同利用施設等では水産業共同利用施設の被害額156億円と続き、この3施設で、全体の被害額の7割強を占めている。

また、産業別では、水産業が659億円と全体の2/3弱の被害額となっている。

県では、東日本大震災により被災した農林漁業者が一日も早く再建できるよう、基盤及び公共施設、農業及び水産業の共同施設等の早期復旧に取り組むことが急務である。

#### ① 基盤公共施設等

区分		被害額（億円）	備考
農 業	農地	37.5	187 地区
	土地改良施設	179.5	用排水施設等（1,804 地区）
	生活関連施設	75.0	農業集落排水施設等（96 地区）
林 業	林地	13.7	山腹崩壊等（49 か所）
	治山施設	29.7	防潮護岸工事等（16 か所）
	林道	4.3	38 路線， 141 か所
水産業	漁港・漁港海岸	427.3	16 漁港（24 漁港中）， 6 海岸（9 漁港海岸中）
計		767.0	

② 共同利用施設等

区分		被害額 (億円)	備考
農 業	農業共同利用施設	35.6	食庫(174 件), 共同作業場(110 件), 加工施設等 (186 件)
	園芸施設・畜産施設	7.5	鉄骨, パイプハウス(303 件), 燃料タンク等 (77 件), 畜舎等(15 件) など
林 業	特用林産施設	0.3	しいたけ栽培施設 (2 か所)
水産業	水産業共同利用施設	156.6	沿海(市場, 冷蔵庫等 166 施設), 霞ヶ浦北浦, 内水面等
	漁船・漁具	66.0	漁船 43.6 億円 (海面, 内水面) (隻数: 488 隻被害/1,897 隻中) 漁網 22.4 億円
計		266.0	

③ 農林水産物

区分	被害額 (億円)	備考
農 業	4.8	停電による低温障害, 倒伏等
	5.1	鶏舎等の倒壊による鶏の圧死, 牛乳廃棄等
林 業	0.2	ほだ木等の転倒によるしいたけ収穫不能
水産業	9.7	停電による加工品の品質劣化等
計	19.8	

④ 合計

区分	被害額	被害額の割合
農 業	344.9 億円	( 32.8% )
林 業	48.2 億円	( 4.6% )
水産業	659.6 億円	( 62.6% )
計	1,052.7 億円	( 100.0% )

## (2) 福島第一原子力発電所事故による農林水産業への出荷制限及び風評被害等の状況

茨城県は、福島県の南部に位置し、その県境は福島第一原子力発電所から70kmとなっている。そのため農作物等の出荷制限がかかるなど、被害を受けるとともに、風評被害も発生している。本県農畜産物については、有機や契約栽培など、未だに取引の回復が見られていない一部のものを除いては、風評払拭キャンペーンなどの効果もあって市場での取引は全体的に回復傾向にあるといえる。

しかし、県が平成24年度実施した「茨城県産の食品に関する意識調査」では、茨城県産の野菜について「今も購入を控えている」消費者が、東京で13.0%、関西で15.9%であった。また、茨城県産の食品について「今も取扱いを控えている」卸売業者等が、首都圏では10.3%、名京阪神では28.4%おり、風評被害が根強く残っている現状である。

水産物は、未だに出荷制限を受けているものがあるほか、福島第一原子力発電所の汚染水問題もあり、影響が継続している。

### ① 農産物の福島第一原子力発電所事故の影響及び風評被害の状況

青果物は、東京都中央卸売市場での販売額が東日本大震災直後、平年比の70%前後と大きく下回ったが、平成23年6月頃から平年比90%台、平成24年1月には100%を超え、平成24年全体では平年比93%となった。平成25年2～5月は野菜類の入荷量が平年より増加したため、価格が下がり、全体の販売額は平年比77～96%にとどまったが、その後は概ね平年並となっている状況である。

市場価格はほぼ回復傾向にあるものの、有機野菜等の契約取引や加工・業務用野菜、観光果樹園・直売所等の客数等に、一部影響が残っている事例が見受けられる。

平成25年産の米については全般に風評の影響は顕著ではないが、平成24年産の在庫が多いことから、前年比で概ね1,500円安での販売となっている。

### ② 畜産物の福島第一原子力発電所事故の影響及び風評被害の状況

平成23年7月の汚染稲わら給与牛問題以降、8月1日に全頭検査が開始されるまでの間、牛肉価格が暴落し、一時は常陸牛で2割強、一般牛肉では半値まで下がったが全頭検査開始後は一時的に回復した。

平成23年9月から出荷制限されていた宮城・岩手・福島・栃木県産牛の出荷制限が解除された後は、本県を含めた東日本の牛肉相場が再び下落したが、平成24年5月以降、徐々に回復し、現在は9割を超える価格で推移している。

### ③ 特用林産物の福島第一原子力発電所事故の影響及び風評被害の状況

現在、6品目で出荷制限・自粛となっており、特に原木しいたけについては、19市町で出荷制限等をしており、出荷量は減少している。

また、しいたけ栽培用の新しい原木への更新が、特に露地栽培では進んでいない状況にある。

本県産しいたけの東京都中央卸売市場における平成24年4月から12月までの取扱数量は、東日本大震災前の平成22年の同期間との比較では13.5%、東日本大震災の平成23年の同期間との比較では26.9%となっているが、価格面では、平成23年5月から11月までは平年比10~40%下落したが、その後は平年と同程度となっている。

#### ④ 水産物の福島第一原子力発電所事故の影響及び風評被害の状況

現在14品目で出荷制限・自粛となっており、操業への影響が生じている。

コウナゴの暫定規制値を超える事例が出た平成23年4月以降、幅広い水産物で一時的に価格が下落した。現在も平年と比較すると安値傾向で推移している。

コウナゴは、平成24年4月17日に県北部海域の規制を解除後も、市場向け販売の見通しが立たず、漁業者は平成24年の操業を見合わせた。平成25年については、沿岸水温が高めで推移し本県沖に漁場が形成されなかった。

シラスについては、平成24年8月以降、量販店は県産シラス干しの取扱いを再開している。また、操業を自粛していた北部3漁協では、平成25年5月7日から2年2か月ぶりに操業再開し築地市場に出荷したが、市況の低迷や品質が悪いこともあり安値で取引された。7月の福島第一原子力発電所の汚染水問題の報道後は、東海地方におけるシラスが不漁にも関わらず8月の県内平均単価は281円程度と平年を下回った。

水産加工業は、西日本への出荷を中心に、沿海地区ではコウナゴ加工品やサバ・イワシなど冷凍品、霞ヶ浦北浦地区ではコウナゴ佃煮などで、価格の低下や出荷量の減少などの影響が残っている。

県内量販店のバイヤーや市場関係者等は、7月の福島第一原子力発電所の汚染水問題の報道以降、新たな風評は発生していないとしている一方、首都圏の消費地市場では、先に他産地から取引する傾向が強まっており、影響が生じている。

## II 農林水産部の概要

### 1 農林水産業費の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの農林水産業費一般会計予算の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
農林水産業費	62,365	63,615	61,247
農業費	15,379	15,201	15,494
畜産業費	2,853	2,715	2,619
林業費	9,502	10,142	9,495
水産業費	4,867	4,816	5,577
農地費	29,764	30,741	28,061

### 2 農林水産部の組織及び各課の概要

#### (1) 農林水産部の組織

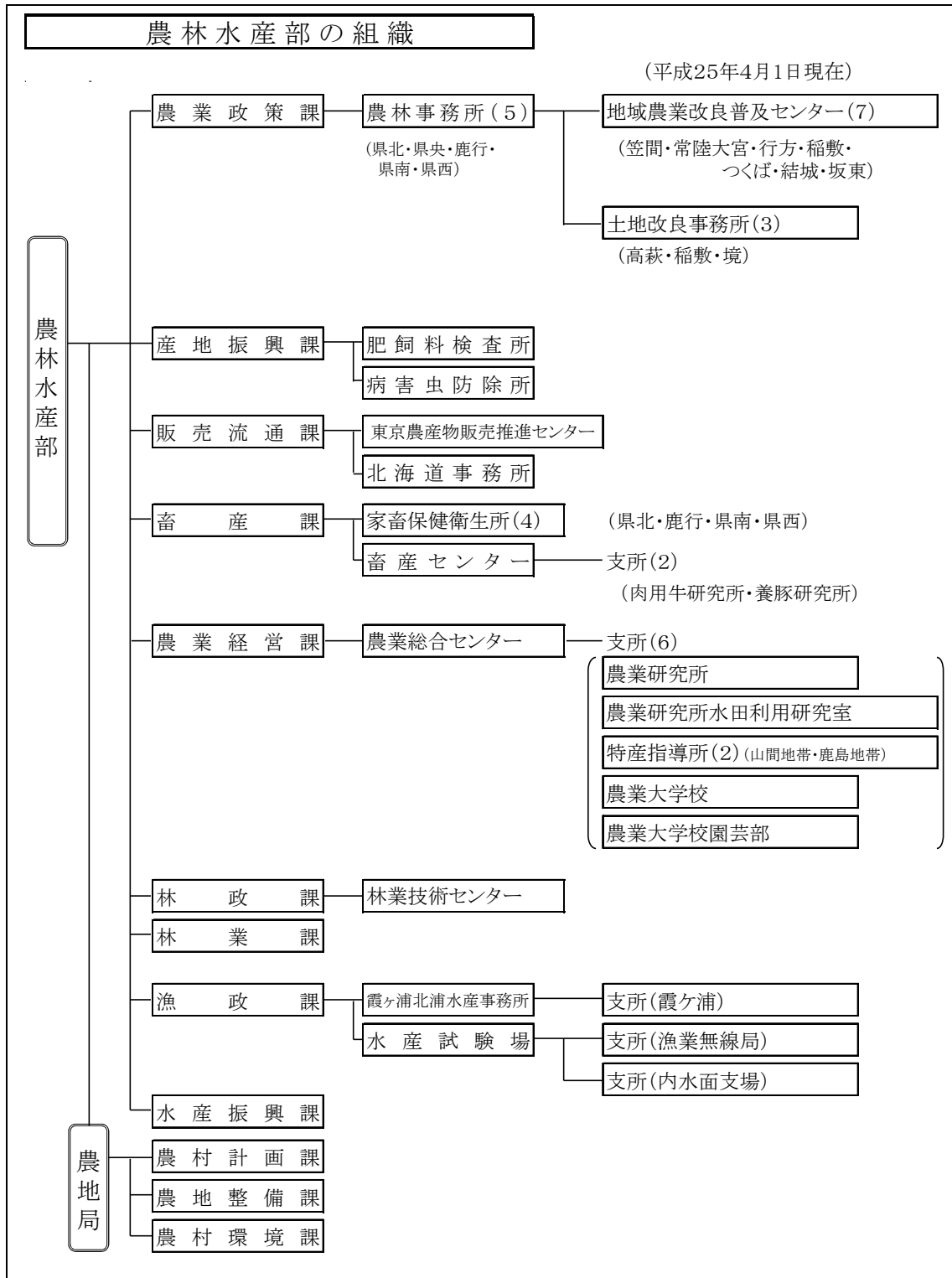
農林水産部の本庁には、農業政策課、産地振興課、販売流通課、畜産課、農業経営課、林政課、林業課、漁政課及び水産振興課並びに農地局の農村計画課、農地整備課及び農村環境課がある。

農業政策課では、農林事務所（県北、県央、鹿行、県南、県西）、地域農業改良普及センター（常陸大宮、笠間、行方、稲敷、つくば、結城、坂東）及び土地改良事務所（高萩、稲敷、境）を所管している。

また、農業経営課では、農業総合センター及びその支所として、農業大学校他を所管している。

その他の課でも各種センター、試験場等を所管している。

(2) 農林水産部の本庁各課及び出先機関



平成25年4月1日現在

課所名	職種別職員数（単位：人）			
	事務職	技術職	技能労務職	合計
農業政策課	25	11		36
産地振興課	13	22		35
販売流通課	10	13		23
畜産課	3	19		22
農業経営課	21	7		28
林政課	8	15		23
林業課	7	9		16
漁政課	6	19	1	26
水産振興課	5	11		16
農村計画課	11	16		27
農地整備課	12	14		26
農村環境課	9	10		19
本庁 計	130	166	1	297
県北農林事務所	25	78		103
県央農林事務所	20	71		91
鹿行農林事務所	18	59		77
県南農林事務所	29	92		121
県西農林事務所	32	93		125
農林事務所 計	124	393		517
計	254	559	1	814

### (3) 本庁各課の業務内容

#### ① 農業政策課

農業政策課は、農林事務所等の出先機関を管理するとともに、茨城県の農林水産行政に係る総合的な施策を実施している。

##### (分掌事務)

- 1) 農林水産行政に係る総合対策の計画調整に関すること。
- 2) 東日本大震災の復興に関する全体調整に関すること。
- 3) 農業改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 4) 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。
- 5) 農業振興地域の整備に関すること。
- 6) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること（遊休農地対策に関するものを除く）。
- 7) 農業委員会等に関すること。
- 8) 農事調停に関すること。
- 9) 農村地域工業導入に関すること（産業政策課の所管に係るものを除く）。
- 10) 農業協同組合及び水産業協同組合の検査に関すること。
- 11) 農林事務所に関すること。

#### ② 産地振興課

産地振興課は、消費者の需要に応じた産地の育成・振興、農産物の生産対策、米の生産調整についての業務を行っている。

##### (分掌事務)

- 1) 農作物の産地体制の整備に関すること。
- 2) 農作物の生産に関すること。
- 3) 農作物の種子に関すること。
- 4) 経営所得安定対策に関すること。
- 5) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること。
- 6) 農業の機械化に関すること。
- 7) 肥飼料検査所及び病虫害防除所に関すること。

##### ・エコ農業推進室

- 1) エコ農業の推進に関する総合調整に関すること。
- 2) 持続的農業の推進に関すること。
- 3) 農産物の安全対策に関すること。



- 4) 植物防疫及び農薬の取締りに関すること。
- 5) 肥料の取締りに関すること。
- 6) 農作物の鳥獣被害対策に関すること。

### ③ 販売流通課

販売流通課は、農林水産物や加工品のマーケティング、販路の拡大、輸出促進など流通や販売対策に関する業務及び農商工の連携を図るなど6次産業化の推進に関する業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 農林水産物の流通対策の計画調整に関すること。
- 2) 農林水産物の流通動向調査に関すること。
- 3) 農林水産物の販売対策に関すること。
- 4) 農林水産物の流通改善に関すること。
- 5) 卸売市場に関すること。
- 6) 首都圏及び県内での販売促進に関すること。
- 7) 農林水産物の輸出促進等販路多角化の推進に関すること。
- 8) 北海道及び名京阪神市場への販売促進に関すること。

・アグリビジネス推進室

- 1) 6次産業化の推進に関すること。
- 2) 農商工等連携の推進に関すること。
- 3) 地産地消の推進に関すること。

### ④ 畜産課

畜産課は、畜産経営の健全化や安全・安心な畜産物を生産・供給し、茨城県畜産の振興を図るため、「生産基盤の増強」、「畜産物の流通促進及び畜産経営の体質強化」、「家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産」、「畜産環境対策の充実」、「試験研究の推進と指導体制の充実」等に関する業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 家畜及び家きんの改良増殖に関すること。
- 2) 家畜衛生に関すること。
- 3) 畜産経営に関すること。
- 4) 畜産経営環境の保全に関すること。
- 5) 家畜、家きん、蜜蜂の飼料及び草地に関すること。
- 6) 畜産基地建設に関すること。

- 7) 畜産金融に関すること。
- 8) 畜産物の流通改善（販売流通課の所管に係るものを除く。）及び加工に関すること。
- 9) 獣医師, 装蹄師及び家畜商に関すること。
- 10) 動物薬事に関すること。
- 11) 家畜保健衛生所及び畜産センターに関すること。

#### ⑤ 農業経営課

農業経営課は, 農業協同組合や農業共済組合などの指導業務, 農業制度資金に関する業務, 担い手育成業務及び農業技術普及業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 農業協同組合等に関すること。
  - 2) 農業共済組合等に関すること。
  - 3) 農業災害に係る連絡調整に関すること。
  - 4) 農業金融に関すること。
  - 5) 農業改良資金特別会計に関すること。
- ・技術・担い手支援室
- 1) 農業技術及び農業経営改善の普及に関すること。
  - 2) 普及指導員の研修に関すること。
  - 3) 農林水産試験研究の総合調整に関すること。
  - 4) 農作物の災害対策（調整及び融資に係るものを除く。）に関すること。
  - 5) 知的財産権（農業に係るものに限る。）に関すること。
  - 6) 農林振興公社の指導に関すること。
  - 7) 農山漁村の女性の活動促進に関すること。
  - 8) 農村青少年の確保・育成に関すること。
  - 9) 農業経営基盤の強化に関すること。
  - 10) 農業総合センターに関すること。

#### ⑥ 林政課

林政課は, 森林計画に関する業務, 林業普及等の指導業務及び森づくり推進に関する業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 森林計画に関すること。
- 2) 民有林の開発行為の許可に関すること。
- 3) 自然観察施設に関すること（環境政策課の所管に係るものを除く。）。

- 4) 林業技術の普及に関すること。
- 5) 林産物に関すること。
- 6) 森林組合の検査及び指導に関すること。
- 7) 林業金融に関すること。
- 8) 林業・木材産業改善資金特別会計に関すること。
- 9) 林業及び木材産業の構造改善に関すること。
- 10) 入会林野等に関すること。
- 11) 森林土木工事に係る検査及び指導に関すること。
- 12) 林業技術センターに関すること。

・森づくり推進室

- 1) 森林湖沼環境基金活用による森林の保全及び整備に関すること（林業課の所管に関するものを除く。）。
- 2) 木づかい運動に関すること。
- 3) 緑化に関すること（環境政策課及び公園街路課の所管に関するものを除く。）。
- 4) 林業の労働力対策に関すること。

⑦ 林業課

林業課は、多様で質の高い森林の育成に関する業務、林道・作業道の整備に関する業務、保安林の適正配置と機能の向上に関する業務、効果的な治山の推進に関する業務及び水土保持機能を高める森林整備の推進に関する業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 林業種苗に関すること。
- 2) 造林に関すること。
- 3) 治山に関すること。
- 4) 保安林に関すること。
- 5) 森林保護に関すること。
- 6) 林道に関すること。
- 7) 県有林に関すること。

⑧ 漁政課

漁政課は、主に水産行政の企画調整や魚食普及、調査統計、漁業協同組合指導や水産業金融、漁業の調整や取り締まりについての業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 水産行政の企画調整に関すること。

- 2) 水産業の調査統計に関すること。
- 3) 水産業の労働対策に関すること。
- 4) 水産物の流通改善に関すること（販売流通課の所管に係るものを除く。）。
- 5) 漁場保全に関すること。
- 6) 水産動物の飼料に関すること。
- 7) 水産業協同組合等に関すること（農業政策課の所管に係るものを除く。）。
- 8) 水産業金融に関すること。
- 9) 漁業共済組合等に関すること。
- 10) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- 11) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- 12) 漁船に関すること。
- 13) 水難救済及び漁船の保全に関すること。
- 14) 漁業無線に関すること。
- 15) 水産事務所, 水産試験場に関すること。

#### ⑨ 水産振興課

水産振興課は, つくり育て管理する漁業の確立を図るため, 栽培漁業の推進や人工魚礁, 増殖場の造成等の業務, 水産物の安定供給と水産加工業の振興を図るため, 漁港・漁村の整備や水産物流通加工施設の整備等の業務, 霞ヶ浦北浦・河川などの内水面水産業の振興を図るため, 増養殖事業の実施等の業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 栽培漁業の推進に関すること。
- 2) 水産資源の管理に関すること。
- 3) 水産動植物の増養殖に関すること。
- 4) 漁場整備に関すること。
- 5) 水産物の流通加工施設に関すること。
- 6) 漁港に関すること（工事に関するものを除く。）。
- 7) 漁港区域内の海岸に関すること（工事に関するものを除く。）。
- 8) 漁港区域内の公有水面の埋め立てに関すること。

#### ⑩ 農村計画課

農村計画課は, 農業農村整備事業に関する調査・計画, 土地改良工事に関する検査・指導, 土地改良区の指導, 土地改良財産の管理, 農地の防災に関する事業等についての業務を行っている。

(分掌事務)

- 1) 土地改良区等の指導に関すること。
- 2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関すること（農地整備課の所管に係るものを除く。）。
- 3) 土地改良財産の取得, 管理及び処分に関すること。
- 4) 農地等の防災事業, 公害対策事業及び災害復旧事業に関すること。
- 5) 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関すること。
- 6) 農業用利水に関すること。
- 7) 特定開発地域の関連事業の調整に関すること。
- 8) 農業排水再生プロジェクト事業に関すること。
- 9) 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関すること。
- 10) 県単土地改良事業に関すること。
- 11) 農村総合整備計画に関すること。
- 12) 農地局所管の建設工事に係る検査及び指導に関すること。
- 13) 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事業に係る事務費に関すること。

#### ⑪ 農地整備課

農地整備課は, 換地技術者の育成・指導に関する業務, 用排水路・農道・用水機場・パイプライン・水田の整備に関する業務, 土地改良工事に関する設計・積算の基準や単価, 歩掛の設定及び標準積算システム及び土地改良事業執行管理システムの開発運用に関する業務, 国営土地改良事業に関する関係機関との調整及び完了している国営事業の償還円滑化業務等を行っている。

(分掌事務)

- 1) 土地改良法に基づく換地等に関すること。
  - 2) かんがい排水事業に関すること。
  - 3) 畑地帯総合整備事業に関すること。
  - 4) 経営体育成基盤整備事業に関すること。
  - 5) 基盤整備促進事業に関すること。
  - 6) 農業農村整備事業に係る農地集積に関すること。
  - 7) 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関すること。
- ・国営事業推進室
- 1) 那珂川沿岸農業水利事業の推進及び調整に関すること。
  - 2) 国営関連事業の推進に関すること。

3) 畑地かんがいの整備推進に関する事。

⑫ 農村環境課

農村環境課は、うるおいと活力ある農村づくりを目指して、農業生産基盤の整備と、生活環境の整備とを一体的に進め、農業の発展と農村の活性化を図る各種施策、地理的条件の不利益な中山間地域において、地域の特色を活かした収益性の高い農業の展開と居住環境の整備及び棚田等の多面的機能を確保するための施策及び国土の効率的利用と地籍の明確化を図る国土調査などを行っている。

(分掌事務)

- 1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査及び土地分類調査に関する事。
- 2) 農村総合整備事業に関する事。
- 3) 農業集落排水事業に関する事。
- 4) 農道整備事業に関する事。
- 5) 農地・水保全管理支払交付金に関する事。
- 6) 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関する事。
- 7) 中山間地域の振興に関する事。
- 8) 農村地域のコミュニティ活動及び農村集落センターに関する事。
- 9) 市民農園に関する事。
- 10) 農村地域の環境整備及び保全に関する事。
- 11) ふるさと水と土基金に関する事。
- 12) 都市農村交流事業に関する事。
- 13) 耕作放棄地対策に関する事。

#### (4) 往査対象とした農林事務所等の組織

当年度の包括外部監査では、本庁各課に加え、県北、県央、鹿行、県南、県西の各農林事務所、高萩、稲敷、境の各土地改良事務所、農業大学校及び茨城港湾事務所に往査を行った。

このうち、農林事務所は、各地域の農業の経営・技術の普及活動、土地改良事業、林業の普及等の活動等を行っている。組織は、各農林事務所の総務担当部門である企画調整部門、経営・普及部門、土地改良部門及び林務部門（県北農林事務所に限る。）から構成されている。

往査を行った農林事務所等の組織は、以下のとおりである。

① 県北農林事務所

県北農林事務所は、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町の5市1町（土地改良部門は、那珂市、東海村を含む。）を管内としている。

（組織構成及び人員）

平成25年4月1日現在

課 所 名	県北農林事務所			
所長 一次長	(兼)企画調整部門長	総務課長	担当	( 5 )
		企画調整課長	担当	( 3 )
		農地調整課長	担当	( 2 )
	振興・環境室長	農業振興課長	担当	( 5 )
	経営・普及部門長	経営課長	担当	( 3 )
		主査(担い手育成)		
		地域普及第一課長	担当	( 4 )
		地域普及第二課長	担当	( 3 )
	土地改良部門長	検査監(1)		
		事業調整課長	担当	( 4 )
		用地管理課長	担当	( 3 )
		工務課長	担当	( 8 )
	林務部門長	林業振興課長	担当	(10)
		森林土木課長	担当	( 4 )
		大子分室 主査(分室長)	担当	( 4 )
	常陸大宮地域農業改良普及センター長	経営課長	担当	( 5 )
		地域普及課長	担当	( 6 )
	高萩土地改良事務所長	契約用地課長	担当	( 3 )
		工務課長	担当	( 4 )

事	技	技	合
務	術	労	計
25	78		103



② 県央農林事務所

県央農林事務所は、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の5市3町1村(土地改良部門は、那珂市、東海村を除く。)をその管内としている。

(組織構成及び人員)

平成25年4月1日現在

課 所 名	県央農林事務所															
所長 一次長	(兼)企画調整部門長	総務課長	担当	( 4 )												
		企画調整課長	担当	( 3 )												
		農地調整課長	担当	( 3 )												
	振興・環境室長	技佐 (農業環境対策)	農業振興課長	担当	( 6 )											
			林業振興課長	担当	( 6 )											
	経営・普及部門長	経営課長	担当	( 3 )												
		主査 (担い手育成)														
		地域普及第一課長	担当	( 4 )												
		地域普及第二課長	担当	( 3 )												
		地域普及第三課長	担当	( 4 )												
	土地改良部門長	検査監 (1)	事業調整課長	担当	( 3 )											
			主査 (石岡台地駐在)													
		用地管理課長	担当	( 4 )												
		工務課長	担当	( 6 )												
		那珂川沿岸農業水利事業推進課長	担当	( 3 )												
	笠間地域農業改良普及センター長	経営課長	担当	( 3 )												
地域普及第一課長		担当	( 4 )													
地域普及第二課長		担当	( 2 )													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>技</th> <th>技</th> <th>合</th> </tr> <tr> <th>務</th> <th>術</th> <th>労</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>71</td> <td></td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	事	技	技	合	務	術	労	計	20	71		91
事	技	技	合													
務	術	労	計													
20	71		91													

③ 鹿行農林事務所

鹿行農林事務所は、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市及び鉾田市の5市を管内としている。

(組織構成及び人員)

平成 25 年 4 月 1 日現在

課 所 名	鹿行農林事務所															
所長 一次長	(兼)企画調整部門長	総務課長	担当	( 4 )												
		企画調整課長	担当	( 4 )												
	振興・環境室長	農業振興課長	担当	( 6 )												
		林業振興課長	担当	( 4 )												
	経営・普及部門長	経営課長	担当	( 2 )												
		主査 (担い手育成)														
		地域普及第一課長	担当	( 7 )												
		地域普及第二課長	担当	( 6 )												
	土地改良部門長	検査監														
		事業調整課長	担当	( 4 )												
	[鹿島南部推進] 技佐	用地管理課長	担当	( 4 )												
		工務課長	担当	( 4 )												
	行方地域農業改良普及センター長	経営課長	担当	( 3 )												
		地域普及第一課長	担当	( 6 )												
		地域普及第二課長	担当	( 2 )												
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事</th> <th style="width: 25%;">技</th> <th style="width: 25%;">技</th> <th style="width: 25%;">合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">術</th> <th style="text-align: center;">労</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td></td> <td style="text-align: center;">77</td> </tr> </tbody> </table>	事	技	技	合	務	術	労	計	18	59		77
事	技	技	合													
務	術	労	計													
18	59		77													

④ 県南農林事務所

県南農林事務所は、土浦市、かすみがうら市、石岡市、つくば市、取手市、守谷市、つくばみらい市、稲敷市、龍ヶ崎市、牛久市、河内町、利根町、阿見町、美浦村の 10 市 3 町 1 村を管内としている。

(組織構成及び人員)

平成 25 年 4 月 1 日現在

課 所 名	県南農林事務所															
所長 一次長	(兼)企画調整部門長	総務課長	担当	( 4 )												
		企画調整課長	担当	( 3 )												
		農地調整課長	担当	( 3 )												
	振興・環境室長	農業振興課長	担当	( 1 0 )												
		林業振興課長	担当	( 5 )												
	経営・普及部門長	経営課長	担当	( 3 )												
		主査 (担い手育成)														
		地域普及第一課長	担当	( 2 )												
		地域普及第二課長	担当	( 5 )												
	土地改良部門長	検査監														
		事業調整課長	担当	( 4 )												
		用地管理課長	担当	( 3 )												
	稲敷地域農業改良普及センター長	工務課長	担当	( 9 )												
		経営課長	担当	( 3 )												
		地域普及第一課長	担当	( 5 )												
	つくば地域農業改良普及センター長	地域普及第二課長	担当	( 4 )												
		経営課長	担当	( 4 )												
		地域普及第一課長	担当	( 4 )												
	稲敷土地改良事務所長	地域普及第二課長	担当	( 4 )												
		契約用地課長	担当	( 6 )												
工務課長		担当	( 8 )													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>技</th> <th>技</th> <th>合</th> </tr> <tr> <th>務</th> <th>術</th> <th>労</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>92</td> <td></td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table>	事	技	技	合	務	術	労	計	29	92		121
事	技	技	合													
務	術	労	計													
29	92		121													

⑤ 県西農林事務所

県西農林事務所は、古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町の7市3町を管内としている。

(組織構成と人員)

平成 25 年 4 月 1 日現在

課 所 名		県西農林事務所	
所長 一次長	(兼)企画調整部門長	総務課長	担当 ( 6 )
		企画調整課長	担当 ( 3 )
		農地調整課長	担当 ( 3 )
	振興・環境室長	農業振興課長	担当 ( 7 )
		林業振興課長	担当 ( 3 )
	経営・普及部門長	経営課長	担当 ( 2 )
		主査(担い手育成)	
		地域普及第一課長	担当 ( 4 )
		地域普及第二課長	担当 ( 4 )
	土地改良部門長	地域普及第三課長	担当 ( 3 )
		検査監(2)	
		事業調整課長	担当 ( 4 )
		用地管理課長	担当 ( 3 )
	結城地域農業改良普及センター長	工務課長	担当 ( 8 )
		霞ヶ浦用水推進課長	担当 ( 3 )
		経営課長	担当 ( 5 )
	坂東地域農業改良普及センター長	地域普及第一課長	担当 ( 5 )
		地域普及第二課長	担当 ( 2 )
		経営課長	担当 ( 4 )
	境土地改良事務所長	地域普及第一課長	担当 ( 5 )
地域普及第二課長		担当 ( 4 )	
契約用地課長		担当 ( 6 )	
	工務課長	担当 ( 9 )	

事	技	技	合
務	術	労	計
32	93		125

⑥ 高萩土地改良事務所

高萩土地改良事務所は、日立市・高萩市・北茨城市の3市を管内とする県北農林事務所管轄の土地改良事務所である。

⑦ 稲敷土地改良事務所

稲敷土地改良事務所は、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、河内町、美浦村の3市2町1村を管内とする県南農林事務所管轄の土地改良事務所である。

⑧ 境土地改良事務所

境土地改良事務所は、古河市、坂東市、五霞町、境町の2市2町を管内とする県西農林事務所管轄の土地改良事務所である。

⑨ 茨城県立農業大学校

茨城県立農業大学校は、農業及び農村社会を担う人材の養成並びに農村社会において指導的役割を果たす農業者等の養成のために必要な教育を行うことを目的とする専修学校である。

同農業大学校では、長岡キャンパス（茨城町）及び岩井キャンパス（坂東市）がある。長岡キャンパスには庶務部、農業部が設置され、また、岩井キャンパスでは、園芸部が設置されている。

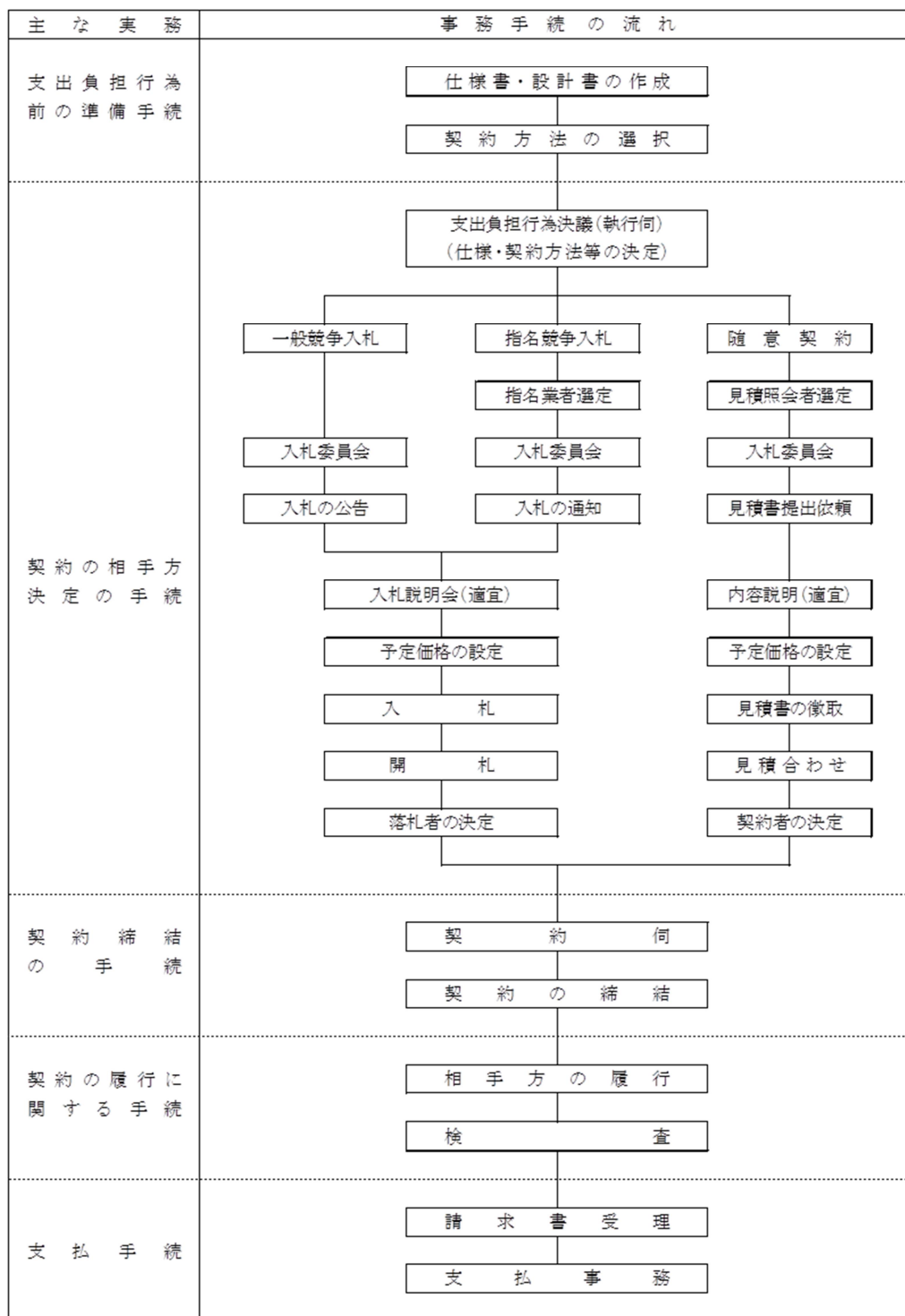
⑩ 茨城港湾事務所

茨城港湾事務所は、日立港区、常陸那珂港区及び大洗港区を管轄している港湾事務所である。

### 3 農林水産部に関する入札・契約制度の状況

#### (1) 入札・契約事務

① 茨城県の入札・契約事務の流れは、次のとおりである。



② 入札・契約制度に関する法令等

入札・契約制度に関する主な関係法令等の規定、規則等は次のとおりである。

1) 地方自治法（以下「法」という。）及び地方自治法施行令（以下「令」という。）

(ア) 地方自治法には次の規定がある。

法第 234 条第 1 項 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第 2 項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

第 3 項 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(略)

(イ) 地方自治法施行令には次の規定がある。

ア) 令第 167 条第 1 項において法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合を規定している。

イ) 令第 167 条の 2 第 1 項において法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合を規定している。そのうち、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる予定価格の限度額を令別表第 5 によって以下のように定めている。

(単位：万円)

契約の種類	額
工事又は製造の請負	250
財産の買入れ	160
物件の借入れ	80
財産の売払い	50
物件の貸付け	30
前記に掲げるもの以外のもの	100

③ 農林水産部の入札に関する主な特徴

1) 予定価格の事前公表

予定価格 250 万円を超える建設工事及び予定価格 100 万円を超える建設工事に係る建設コンサルタント業務委託の入札に関して予定価格の事前公表（入札執行前）を実施している。

2) 一般競争入札

(ア) 予定金額 1,000 万円以上の建設工事について適用（平成 24 年 6 月 1 日施行。それ以前は 3,000 万円以上の建設工事）

応札可能者数（入札に参加可能な業者数）が原則として 30 者以上となるように参加資格要件を設定する。

入札に参加する者の茨城県内又は一定地域内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることを規定する地域要件を設定している。

(イ) (ア) 及び建設工事に関する業務委託以外は一般競争入札。

3) 指名競争入札

(ア) 予定金額 1,000 万円未満の建設工事について適用（平成 24 年 6 月 1 日施行。それ以前は 3,000 万円未満の建設工事）

指名業者数は 12 者（平成 24 年 4 月 1 日施行）。県西農林事務所及び県西農林事務所境土地改良事務所については、12 者のうち 4 者は管外から選定（平成 24 年 6 月 1 日施行）

(イ) 建設工事に関する業務委託について適用。

上記 2) 及び 3) を表にすると次のようになる。ただし随意契約の場合を除く。

	一般競争入札	指名競争入札
建設工事	2) (ア) 該当工事	3) (ア) 該当工事
建設工事に関する業務委託	適用外	○
上記以外	○	○

4) 随意契約

(ア) 随意契約に関する予定価格の限度額については令別表第 5 に準じる。

(イ) 茨城県財務規則（以下「茨規」という。）によりなるべく 2 人以上の者からの見積書を徴取する。

(ウ) 随意契約によることができ規定は令第 167 条の 2 による。



5) 最低制限価格

- (ア) 1件の請負に付する額が250万円を超え1億円未満の建設工事（平成25年6月1日現在）及び1件の委託に付する額が100万円を超え1,000万円未満である建設コンサルタント業務（平成25年4月1日現在）については最低制限価格を設定している。

6) 低入札価格調査制度

- (ア) 1件の請負に付する額が1億円以上の建設工事並びに総合評価方式を適用する建設工事（平成25年6月1日現在）及び1件の委託に付する額が1,000万円以上の建設コンサルタント業務（平成25年4月1日現在）について活用している。

7) 入札委員会の設置と審議内容

- (ア) 農林水産部入札委員会設置運営要綱（以下「要綱」という。）により以下の委員会を設置する。

部委員会, 課委員会, 所（部門）委員会

- (イ) 部委員会の審議事項

- 低入札価格調査制度における落札業者及び非落札業者の決定
- 1件の予定価格が1億円以上の建設工事等請負契約, 1件の予定価格が5,000万円以上の設計等委託契約（ただし, 建設工事に係るものは1,000万円以上）等に係る指名業者の選定, 一般競争入札における条件の設定及び競争参加資格の確認

- (ウ) 課委員会

- 当該課の所掌する（所委員会に係るものを除く。）契約の種類に応じ, 1件の予定価格が要綱に規定される範囲内に係る建設工事等請負契約, 設計等委託契約等の指名業者の選定, 一般競争入札における条件の設定及び競争参加資格の確認

ア) 工事又は製造の請負契約                      250万円を超え                      1億円未満

イ) 設計又は委託契約                              100万円を超え                      5,000万円未満

（長期継続契約によるものを含む。ただし, 建設工事に係るものについては1,000万円未満）

ウ) 略

- (エ) 所（部門）委員会

- 茨規第3条2項において公所長に委任されているもので, 当該出先機関の所掌する契約の種類に応じ, 1件の予定価格が要綱に規定される範囲内に係る

建設工事等請負契約, 設計等委託契約等の指名業者の選定及び部委員会に提出する建設工事等請負業者の資料, 一般競争入札における条件の設定及び競争参加資格の確認

ア) 工事又は製造の請負契約	250万円を超え	1億円未満
イ) 設計委託契約	100万円を超え	1,000万円未満
ウ) 委託契約	100万円を超え	500万円未満

(長期継続契約によるものを含む。)

エ) 略

## 8) その他の委員会

### (ア) 建設工事入札・契約制度検討委員会

○建設工事を行う公共事業の入札・契約制度に関し, 入札の公正及び透明性, 競争性などの確保を図るため必要な検討を行う。

○委員長は副知事, 委員長代理は土木部長, 委員は総務部長, 農林水産部長, 会計管理者, 総務部次長, 土木部次長, 企業局次長

### (イ) 入札監視委員会

○茨城県が発注する建設工事の入札・契約の過程, 契約の内容などに関する審議を行う。

○委員は大学教授, 法律専門家, 技術者(県OBはいない)で7名。

○年に3回開催。

### (ウ) 農林水産部公正入札調査委員会

○談合情報のあった入札案件について, 調査の実施, 事実等の確認, 事実等があった場合の措置などについて審議を行う。

委員会の委員の構成

委員長 農林水産部長

副委員長 農林水産部次長, 農林水産部農地局長

委員 農業政策課長, 林政課長, 林業課長, 漁政課長,  
水産振興課長, 農村計画課長, 農地整備課長,  
農村環境課長, 工事発注主管課長

## 9) 電子入札制度の実施

### (ア) 農林水産部の電子入札について

#### ア) 概要

農林水産部で実施している電子入札については, 電子入札コアシステム開発コンソーシアム(JACIC 一般財団法人日本建設情報総合センター)のコアシステムを利用し, 茨城県及び市町村で構成する「いばらき電子入札システム共同利用運営

協議会」(事務局は茨城県土木部検査指導課)が開発した電子入札システムを利用している。

イ) 利用開始時期

土木部においては、平成 15 年度から利用開始しているが、農林水産部については、平成 17 年度に農地局が利用を開始し、平成 23 年度から林業課及び水産振興課が利用を開始している。

ウ) 農林水産部の利用機関等

産地振興課を除いて利用している。(産地振興課については入札者が事業規模が零細であるため、導入していない。)

エ) 紙入札を認める場合

電子入札が原則であるが、入札参加者から「紙入札方式参加承諾願」が提出された場合には、所定条件を満たせば、紙入札を承諾する。

<参考>

(電子入札利用団体)

区分	利用箇所等
茨城県	企画部, 農林水産部, 土木部, 会計事務局, 企業局, 警察本部
市町村	水戸市, 土浦市, 古河市, 常総市, 常陸太田市, 笠間市, 取手市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 守谷市, 筑西市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, 小美玉市, 城里町, 東海村

(農林水産部：過去 2 年間の利用件数)

	工事		業務		備考
	H23	H24	H23	H24	
農地局	347	311	202	232	H17 年度から
林業課	81	40	33	24	H23 年度から
水産振興課	1	13	5	7	H23 年度から
産地振興課	4	7	-	-	紙入札
計	433	371	240	263	

10) 総合評価方式の導入

農林水産部総合評価方式試行要領により平成 19 年 7 月から運用を開始した。

(2) 茨城県農林水産部農地局, 各農林事務所土地改良部門及び各土地改良事務所の過去3年間の工事に関する事務所別落札率の状況 (随意契約を除く。)

H24年度事務所別落札率

(H24年4月1日～H25年3月31日)

(単位：千円, %)

事務所名	入札方式	件数	予定価格の合計	落札額の合計	落札率の平均
県央	指名競争	11	82,194	77,529	95.1
	一般競争	33	953,957	926,174	97.1
	小計	44	1,036,151	1,003,702	96.6
県北	指名競争	1	7,035	6,741	95.8
	一般競争	22	657,300	633,024	96.3
	小計	23	664,335	639,765	96.3
高萩	指名競争	4	28,455	27,374	96.4
	一般競争	13	322,455	309,278	95.8
	小計	17	350,910	336,651	95.9
鹿行	指名競争	3	20,696	19,940	96.4
	一般競争	22	646,128	622,598	96.3
	小計	25	666,824	642,537	96.3
稲敷	指名競争	7	62,895	57,047	91.2
	一般競争	38	1,333,500	1,255,278	94.5
	小計	45	1,396,395	1,312,325	94.0
県南	指名競争	26	207,816	196,980	94.8
	一般競争	59	1,507,874	1,407,305	94.0
	小計	85	1,715,690	1,604,285	94.3
県西	指名競争	6	34,493	31,500	93.0
	一般競争	36	1,259,685	1,152,018	91.4
	小計	42	1,294,178	1,183,518	91.6
境	指名競争	5	34,965	31,857	90.5
	一般競争	24	985,005	868,949	88.6
	小計	29	1,019,970	900,806	88.9
農村計画課	指名競争	0	0	0	0.0
	一般競争	1	277,095	179,865	64.9
	小計	1	277,095	179,865	64.9
計	指名競争	63	478,548	448,966	94.1
	一般競争	248	7,942,998	7,354,487	94.0
	小計	311	8,421,546	7,803,453	94.0

H23年度事務所別落札率

(H23年4月1日～H24年3月31日)

(単位：千円，%)

事務所名	入札方式	件数	予定価格の合計	落札額の合計	落札率の平均
県央	指名競争	45	802,925	774,029	96.5
	一般競争	3	110,324	102,065	92.5
	小計	48	913,248	876,094	96.3
県北	指名競争	24	357,126	343,770	96.3
	一般競争	5	298,725	288,645	96.6
	小計	29	655,851	632,415	96.3
高萩	指名競争	14	188,738	180,401	95.4
	一般競争	10	543,900	495,422	92.1
	小計	24	732,638	675,822	94.1
鹿行	指名競争	35	670,530	646,758	96.4
	一般競争	2	77,417	69,069	89.0
	小計	37	747,947	715,827	96.0
稲敷	指名競争	34	786,870	747,155	94.8
	一般競争	19	916,440	861,840	94.4
	小計	53	1,703,310	1,608,995	94.7
県南	指名競争	61	956,760	907,169	94.9
	一般競争	14	661,710	617,127	93.3
	小計	75	1,618,470	1,524,296	94.6
県西	指名競争	28	466,673	424,877	91.4
	一般競争	20	839,475	781,673	93.1
	小計	48	1,306,148	1,206,550	92.1
境	指名競争	8	105,630	98,375	93.4
	一般競争	25	1,294,230	1,178,877	91.3
	小計	33	1,399,860	1,277,252	91.8
計	指名競争	249	4,335,251	4,122,532	95.1
	一般競争	98	4,742,220	4,394,717	92.9
	小計	347	9,077,471	8,517,249	94.5

H22年度事務所別落札率

(H22年4月1日～H23年3月31日)

(単位：千円，%)

事務所名	入札方式	件数	予定価格の合計	落札額の合計	落札率の平均
県央	指名競争	57	927,990	890,096	95.9
	一般競争	1	66,927	63,525	94.9
	小計	58	994,917	953,621	95.8
県北	指名競争	39	674,300	646,590	95.7
	一般競争	4	234,885	217,035	90.8
	小計	43	909,185	863,625	95.2
高萩	指名競争	16	295,995	273,980	93.0
	一般競争	4	157,815	147,210	93.2
	小計	20	453,810	421,190	93.0
鹿行	指名競争	35	507,560	484,523	95.4
	一般競争	0	0	0	0.0
	小計	35	507,560	484,523	95.4
稲敷	指名競争	34	696,360	662,960	95.5
	一般競争	1	53,550	52,185	97.5
	小計	35	749,910	715,145	95.6
県南	指名競争	68	1,053,203	998,393	95.0
	一般競争	2	130,095	107,835	84.3
	小計	70	1,183,298	1,106,228	94.7
県西	指名競争	51	813,225	720,710	88.6
	一般競争	21	807,429	756,084	93.6
	小計	72	1,620,654	1,476,794	90.0
境	指名競争	45	627,669	584,042	92.8
	一般競争	17	750,960	645,528	86.2
	小計	62	1,378,629	1,229,570	91.0
農村計画課	指名競争	0	0	0	0.0
	一般競争	1	121,800	82,950	68.1
	小計	1	121,800	82,950	68.1
農地整備課	指名競争	0	0	0	0.0
	一般競争	1	190,470	127,785	67.1
	小計	1	190,470	127,785	67.1
計	指名競争	345	5,596,301	5,261,291	94.0
	一般競争	52	2,513,931	2,200,137	89.7
	小計	397	8,110,232	7,461,428	93.4

(3) 茨城県の入札・契約制度の改善状況

実施年月日	改善内容
H5. 10. 22	・一般競争入札を試行（5億円以上の土木工事, 10億円以上の建築工事）
H6. 4. 26	・指名基準の公表に加えて, 指名基準の運用基準の策定・公表
H6. 7. 20	・公募型指名競争入札を試行（3～5億円の土木工事, 5～10億円の建築工事）
H6. 12. 27	・受注上位20者の指名結果, 契約金額等を公表（1億円以上の工事）
H7. 4. 1	・一般競争入札を導入（原則10億円以上の全ての工事）
〃	・公募型指名競争入札を導入（原則5～10億円の土木・建築工事）
〃	・意向確認型指名競争入札を導入（原則2～5億円の土木・建築工事）
〃	・指名結果や入札経緯を, 公共事業情報センター(H6. 4設置)で公表（本庁各課の1千万円以上の工事）
H8. 4. 1	・政府調達協定対象工事の一般競争入札方式を導入
〃	・低入札価格調査制度を導入（政府調達協定対象の工事）
H10. 10. 1	・低入札価格調査制度の範囲拡大（政府調達協定対象の工事 → 1億円以上の工事）
〃	・予定価格の事後公表を導入（1千万円以上の工事）
H13. 4. 1	・談合対応マニュアルの制定
H13. 4. 27	・公共工事の発注見通しの公表を開始（250万円超の工事）
〃	・予定価格の事後公表の拡大（1千万円以上→250万円超）
H13. 7. 1	・予定価格の事前公表を試行（1億円以上の工事）
H13. 10. 15	・インターネットによる公表（○発注見通し: 250万円超の工事, ○入札予定情報: 1億円以上の工事, ○予定価格の事前公表: 1億円以上の工事）
H14. 4. 1	・予定価格の事前公表の対象額の引き下げ（1億円以上→250万円超）
〃	・条件付き一般競争入札の適用範囲の拡大（10億円以上→2億円以上）
〃	・公募型指名競争入札の対象額の引き下げ（5億円以上10億円未満→1億円以上2億円未満）
〃	・指名競争入札の指名業者数の増（○5千万円以上2億円未満: [8者以上] → [12者], ○5千万円未満: [5者以上] → [8者]）
H14. 6. 1	・指名停止基準の改正（指名停止期間の長期化）
H15. 3. 31	・茨城県入札監視委員会の設置（茨城県告示第502号）
H15. 4. 1	・入札・契約に関する情報の更なる公表の推進（積算内訳, 低入札価格調査基準価格・調査結果の概要, 最低制限価格の事後公表）
〃	・インターネットによる公表の範囲拡大（○入札予定情報: 250万円超の工事, ○予定価格の事前公表: 250万円超の工事, ○入札結果の公表: 250万円超の工事）

実施年月日	改善内容
H15. 6. 1	・建設工事入札参加資格審査基準（主観点数）の公表, 入札参加資格者名簿のインターネット公表
H16. 1. 5	・茨城県建設工事等電子入札システム運用開始
H16. 4. 1	・談合等に対する違約金条項の創設（請負代金の10%の違約金請求）
H17. 12. 21	・総合評価方式の導入
H18. 4. 1	・条件付一般競争入札の適用範囲の拡大（2億円以上→1億円以上）
〃	・談合等違約金の引上げ（悪質性の高い場合, 請負金額の10%→15%）
〃	・談合情報対応マニュアルの改正（入札の取り止め基準等）
〃	・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改善（低入札に調査失格基準を創設, 最低制限価格 3千万円以上→1千万円以上）
H18. 7. 1	・電子入札の対象拡大（1千万円以上の工事）
H19. 6. 1	・条件付一般競争入札の適用範囲の拡大（1億円以上→4千5百万円以上）
〃	・指名停止基準の改正（指名停止項目の新設・期間の延長）
〃	・談合等違約金の引上げ（悪質性の高い場合, 請負金額の15%→20%）
〃	・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改善（低入札の調査失格基準の改正, 最低制限価格ランダム係数の導入）
H20. 8. 1	・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改善 （低入札の調査失格基準の改正, 最低制限価格ランダム係数の導入）
H22. 4. 1	・電子入札の全面導入（随意契約を除く全ての工事）
〃	・一般競争入札における1者入札への対応（入札取止め, 条件等を見直し再入札）
H22. 8. 1	・低入札調査基準価格及び最低制限価格の引上げ（算定方法をH21. 4公契連モデルに準じ改正）
〃	・最低制限価格制度の適用範囲の拡大（1,000万円以上→250万円超）
H22. 11. 1	・一般競争入札の適用範囲の拡大（4,500万円以上→3,000万円以上）
H23. 10. 1	・低入札調査基準価格及び最低制限価格の引き上げ（平成23年4月 公契連モデル）
H24. 4. 1	・一般競争入札の応札可能業者数の拡大（1億円以上概ね30者以上, 1億円未満概ね20者以上→原則30者以上） ・指名競争入札の指名業者数の拡大（原則8者→原則12者）
H24. 6. 1	・一般競争入札における地域要件の設定（土木・工事事務所 1,000万円以上12ブロック（境地区7ブロック）, 3,000万以上7ブロック, 2億円以上1ブロック） ・一般競争入札における適用範囲の拡大（3,000万円以上→1,000万円以上）

（県土木部 HP を基に作成）



#### 4 入札談合等関与行為について

##### (1) 公正取引委員会による命令等

公正取引委員会は、平成 23 年 8 月 4 日、茨城県が発注する土木一式工事又は舗装工事の入札参加業者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

また、公正取引委員会は、当該違反行為に関し、茨城県の職員による入札談合等関与行為が認められたとして、同日、茨城県知事に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、公正取引委員会は、同日、茨城県に対し、同県の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することなどを要請した。

##### (2) 排除措置命令及び課徴金納付命令について

###### ① 違反行為者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額

	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
境土地改良事務所発注の 特定土木一式工事	66 名	57 名	42 名	1 億 4,886 万円
境工事事務所発注の 特定舗装工事	20 名	18 社	14 社	2,594 万円
境工事事務所発注の 特定土木一式工事	39 名	34 社	33 社	1 億 1,747 万円
合計	延べ 125 名 (実数 72 名)	延べ 109 名 (実数 63 名)	延べ 89 名 (実数 50 名)	2 億 9,227 万円

###### ② 違反行為の概要

公正取引委員会によれば、違反行為の概要は、以下のとおりである。

###### 1) 境土地改良事務所発注の特定土木一式工事

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所（平成 21 年 3 月 31 日以前にあっては茨城県境

土地改良事務所。以下「境土地改良事務所」という。)発注の特定土木一式工事について、入札参加業者 66 名は、遅くとも平成 19 年 6 月 1 日以降、共同して、同事務所の職員が各工事の落札を予定する者(以下「落札予定者」という。)として決定した者であって、社団法人茨城県建設業協会境支部(以下「境支部」という。)の支部長等から発注すべき旨の伝達を受けた者を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)と決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

## 2) 境工事事務所発注の特定舗装工事

茨城県境工事事務所(平成 21 年 3 月 31 日以前にあっては茨城県境土木事務所。以下「境工事事務所」という。)発注の特定舗装工事について、入札参加業者 20 名は、遅くとも平成 19 年 6 月 1 日以降、共同して、受注機会の均等化を図るため、原則としてあらかじめ定められた順番により受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、境工事事務所発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

## 3) 境工事事務所発注の特定土木一式工事

境工事事務所発注の特定土木一式工事について、入札参加業者 39 名は、遅くとも平成 19 年 6 月 1 日以降、共同して、受注価格の低落防止を図るため、受注を希望する者間の話し合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、境工事事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

### ③ 排除措置命令の概要

公正取引委員会は、前記②の違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- 1) 排除措置命令の対象事業者(以下「名宛人」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。
  - (ア) 前記②の行為を取りやめている旨を確認すること。
  - (イ) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記②の工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
  - (ウ) 今後、前記②の工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡しない旨
- 2) 名宛人は、それぞれ、前記 1) に基づいて採った措置を、自らを除く名宛人及び茨城県に通知し、かつ、自らの従業員等に周知徹底しなければならない。
- 3) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記②の工事について、受注予定者を決定してはならない。

- 4) 名宛人は、今後、それぞれ、前記②の工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡してはならない。

#### ④ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成 23 年 11 月 7 日までに、総額 2 億 9,227 万円を公正取引委員会に支払わなければならない。

### (3) 茨城県知事に対する改善措置要求等について

#### ① 入札談合等関与行為の概要

- 1) 前記(2)の②の1)の行為に関し、境土地改良事務所の工務課長(平成 21 年 3 月 31 日以前にあっては工務第一課長)は、遅くとも平成 19 年 4 月以降、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、境支部の支部長に伝達していた。
- 2) 前記(2)の②の2)の行為に関し、境工事事務所の所長は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事のうち遅くとも平成 19 年 6 月 1 日以降に入札が行われたものについて、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長(平成 21 年 3 月 31 日以前にあっては道路維持課長及び道路河川整備第一課長)に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

#### ② 関係法令及び改善措置要求等

公正取引委員会は、茨城県の職員による前記①の1)の行為は、入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項第 1 号(事業者に入札談合を行わせること)及び第 2 号(受注者に関する意向の教示)に該当し(境土地改良事務所)、また、前記①の2)の行為は、同項第 4 号(入札談合の幫助)に該当し(境工事事務所)、いずれも、同法に規定する入札談合等関与行為と認められるとして、茨城県知事に対し、入札談合等関与行為防止法第 3 条第 2 項の規定に基づき、今後、前記①の行為と同様の行為が生じないように、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事及び境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、茨城県知事に対し、この求めに応じて同条第 4 項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第 6 項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

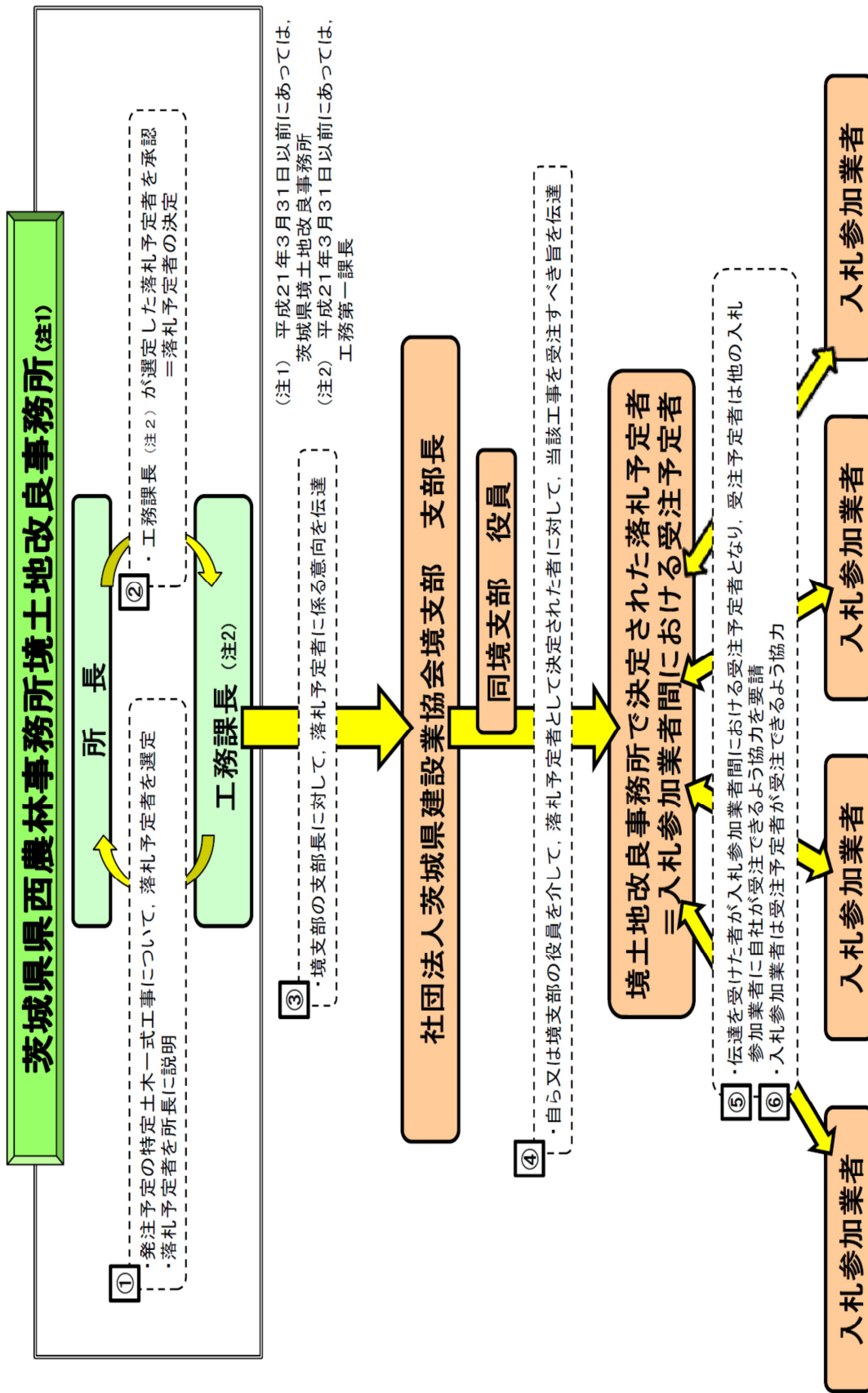
さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、

茨城県知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

#### (4) 茨城県に対する要請について

公正取引委員会による審査の過程において、前記(3)の入札談合等関与行為以外に、茨城県が茨城県西農林事務所において競争入札の方法により発注する建設工事について、同事務所の土地改良部門の職員が、落札予定者を決定し、当該入札の前に、落札予定者についての意向を、社団法人茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の各支部に所属する特定の事業者へ伝達していた疑いが認められた。当該行為は、競争入札の方法により発注する建設工事について同県の職員が落札予定者として決定した事業者に当該建設工事を受注させる行為が存在したことを疑わせるものであり、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものと認められた。

そこで、公正取引委員会は、茨城県に対し、同県の建設工事の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、同県の建設工事の発注業務の実態について調査し、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがある行為が認められた場合には、同県の職員が当該行為と同様の行為を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるよう要請した。



(公正取引委員会HPより)

## (5) 調査委員会による調査

上述のとおり、茨城県は、平成23年8月4日、公正取引委員会からの改善措置要求等を受け、入札談合等関与行為防止法第3条第4項の規定に基づき必要な調査を行うため、同法第6条第1項の規定に基づき、調査に当たる職員として、上月良祐副知事を指定し、同副知事の下に、同法第3条第4項の規定に基づき必要な調査を行わせるため、同年8月30日、学識経験者5名による茨城県入札談合等関与行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。

調査委員会は、入札談合等関与行為の調査及び必要な改善措置の検討並びに県の損害の有無、職員の賠償責任の有無、県に対する賠償額及び職員に係る懲戒処分可否に係る調査を所掌事務として、平成23年8月30日から平成24年2月8日にかけて調査等を行い、平成24年2月9日に県に対し、調査委員会の調査結果及び改善措置等について報告を行った。

茨城県は、調査委員会の報告を踏まえ、県としての調査結果及び改善措置を取りまとめ、入札談合等関与行為防止法第3条第6項の規定に基づき平成24年2月20日に通知及び公表した。

調査委員会による調査結果の概要は、以下のとおりある。

### ① 境土地改良事務所

#### 1) 公正取引委員会の事実認定の概要

境土地改良事務所の工務課長は、遅くとも平成19年4月以降、同事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を境支部の支部長に伝達していた。

#### 2) 原因等

(ア) 入札談合等関与行為に関する調査報告書（茨城県入札談合等関与行為調査委員会 平成24年2月9日、以下「調査報告書」という。）によれば、「落札予定者を事前に決定していたのは、次のような事業があったと考えられる。」とされている。

ア) 土地改良事業は、土地所有者から負担金を徴収して土地改良を施した上で土地所有者に返還しなければならないため、当該土地の価値を損ねることは許されず、施工業者の能力等及び土地所有者や土地改良区からの情報等を考慮する必要があったこと。

イ) 土地改良事業は、年間予定工事の7～8割が9～10月に発注され、入札が集中するため、あらかじめ核となる入札参加業者が決まっていれば、円滑に指名競争入札を進めることができたこと。

ウ) 予め落札予定業者が決まっていれば、他の入札参加業者との間で価格の叩

き合いに起因する低価格入札による工事の品質確保等の懸念が生じないこと。

(イ) 調査報告書によれば、「このような事情は、背景として他の土地改良事務所の多くで共通のことであるが、境土地改良事務所でのみ入札談合等関与行為が行われるに至った原因として、次のような事情があったものと考え。」とされている。

ア) 境土地改良事務所管内では、受注等を巡る境支部の会員と非会員の事業者間のトラブル等が生じていた。また、それに係る不平不満から、所長等が威嚇行為を受けることもあった。そのため、境土地改良事務所では、事業を遂行するうえで障害となるような、トラブルや行為を回避したいという強い思いがあった。

イ) 境支部においても、特に会員と非会員間でのトラブルや争いを回避し会員における一定の安定的な受注機会を確保するために、何らかの調整策を求めている。

ウ) ここに、境土地改良事務所と境支部の利害が一致し、入札談合が開始され、その後も踏襲され引き継がれたものと思料する。

## ② 県西農林事務所土地改良部門

### 1) 公正取引委員会の指摘事実の概要

県西農林事務所土地改良部門において競争入札の方法により発注する建設工事について、同所土地改良部門の職員が、落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、社団法人茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の各支部に所属する特定の事業者へ伝達していた疑いが認められた。

### 2) 原因等

平成 21 年度に赴任した部門長は、県西農林事務所土地改良部門への配属は初めてであったが、平成 14 年度及び平成 15 年度に境土地改良事務所工務課長の任にあり、事業者との関係で多大な精神的苦痛を経験していた。

県西農林事務所土地改良部門が所管する地域は、社団法人茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の区域である。両支部の区域にあつては、境支部の地域ほどではないものの、事業者間の関係が厳しいことから、県西農林事務所土地改良部門として、事業者間の争いやトラブル及び事業者と当該事務所との間に軋轢が発生しないよう、意を用いなければならないとの認識があり、境土地改良事務所で行われていたと同じシステムを導入することで、前述のようなトラブルや軋轢を回避しようとしたのではないかと考えられている。

## (6) 県が検討した改善措置

県は、入札及び契約の適正化を推進させる立場であるにもかかわらず、入札談合等関与行為が行われていたという事実は、本県行政に対する県民の信頼を大きく損ねる結果となった。

県は、建設工事に関する入札談合等関与行為を二度と起こさないようにするため、事実関係の調査結果や入札談合等の原因等を踏まえ、職員の法令遵守意識の徹底等を図るとともに、一般競争入札の適用範囲の拡大や入札参加資格要件の見直しなど、競争性、透明性を十分確保した入札・契約制度の構築を図ることとした。

改善措置として取りまとめた入札談合等の防止対策は、以下のとおりである。

なお、現在の取り組み状況を含めた具体的な措置内容については、後述「第4章 包括外部監査の指摘又は意見 III 入札談合関係に関する意見」を参照されたい。

### ① 職員の法令遵守意識の徹底

- 1) 職員研修の充実
- 2) 公益通報制度の周知及び強化
- 3) 外部からの不当な働きかけへの対応

### ② 入札・契約システムの見直し

- 1) 一般競争入札の適用範囲の拡大
- 2) 入札参加資格要件の適用範囲の見直し
- 3) 予定価格公表の取扱い
- 4) ダンピング対策の充実
- 5) ペナルティの強化
- 6) 電子入札の適用範囲の拡大
- 7) 入札委員会の構成員の見直し
- 8) 入札監視委員会の機能強化
- 9) 公正入札調査委員会の体制の見直し

### ③ 職職員の管理・監督の強化

- 1) 懲戒処分基準の制定
- 2) 工事発注機関における適正な人事管理の徹底

### ④ 建設業界への要請



## 第4章 包括外部監査の指摘又は意見

### I 全般的事項に関する指摘又は意見

#### (1) オーバーナイト借入を伴う貸付金及びそれに類似する貸付金について

オーバーナイト借入を伴う貸付とは、一般的に次の特徴を有する取引をいう。

1) 地方自治体等がその関連する団体等に対して行う貸付のうち、年度初めに貸付して年度末までにいったん回収するため形式的には短期貸付となるが、翌年度以後も同様に貸付と回収を繰り返すことで実質的には長期貸付となっているもの

2) 貸付を受けた団体等の側では、年度末日前後の2日間(※)だけ民間の金融機関から融資を受けて資金を調達し、これを財源に地方自治体等に一時的に借入金を返済するもの

※このように、年度末日の1日を越えるための取引であることから「オーバーナイト」と呼ばれる。なお、年度末日が土曜日・日曜日と重なっている場合は4日間となる。

よって、年度末日現在においては、地方自治体等はその関連する団体等に対して貸付金を有していないが、当該団体等が民間の金融機関からオーバーナイト借入を行っている期間を除けば継続的に貸付金が存在する。

貸付を受けた団体等の側では借入金総額が変わる訳ではないため、このような取引が行われるのは、貸付金の残高を少なく表示したいという地方自治体等の側の事情によるものである。

この点、総務省は、平成21年6月23日付「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」の公的支援の考え方で「第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。」としている。

茨城県でもオーバーナイト借入が行われていたため、平成24年度の包括外部監査において早期に解消すべきであるとの指摘を行った。

本年度の包括外部監査において、その措置状況についてフォロー・アップを実施したところ、畜産課が所管する次の貸付金についてオーバーナイト借入が行われていた。

資金名	貸付団体	オーバーナイト金額	摘要
食肉市場取引推進資金	茨城食肉買参事業協同組合	20,199千円	当座貸越
肉畜共同出荷促進資金	茨城県畜産農業協同組合連合会	50,000千円	手形借入
合計		70,199千円	

また、次の貸付金は、前記2)の特徴がないためオーバーナイト借入を伴う貸付ではないが、前記1)の特徴を有しており、決算日前に回収し、翌月初に貸付ける取引を行っていて、

実質的に長期貸付金である。

資金名	貸付団体	貸付金額	所管課
農協経営刷新貸付	茨城県農業協同組合中央会	7,000 百万円	農業経営課
食肉市場取引推進資金	茨城県食肉事業協同組合連合会	90 百万円	畜産課
食肉流通合理化促進資金	(株)茨城県中央食肉公社	460 百万円	畜産課
林業生産振興資金貸付金	茨城県森林組合連合会	180 百万円	林政課
合計		7,730 百万円	

《意見》

これらの貸付金も決算日間際に回収し、新年度月初に貸付することを繰り返している。実質的には長期貸付金であるにもかかわらず、貸付金が計上されないため、茨城県の歳入歳出決算書を歪め、財産に関する調書も債権の額を実質的に同額少なく表示するものであり、早期に解消すべきである。

## (2) 間接補助事業や委託事業におけるモニタリングについて

監査の対象とした市町村や農協等の団体等を経由する間接補助事業や委託事業において、要綱や要領等、規則に定められている書面等の形式的な手続の不備等の判断に終始し、事業の目的や意義について実質的な判断を欠いている事例が認められた（具体的には各課及び各出先機関に関する指摘又は意見を参照）。

典型的には、次のような事例である。

間接補助事業の場合

○補助金に対する実績報告が予算と同額で提出されている場合

○事業に要する経費に対しての補助の場合に、補助申請、実績報告ともに「事務等経費〇百万円」で、何に使われる（使われた）か（例えば、印刷製本費、通信費等）が全く記載されていない場合

○県の補助金支払先から交付金として支払われた金額がプールされていた場合

委託事業の場合

○再委託費の割合が高くその内訳が十分に記載されていない場合

《意見》

県としては、補助金等を支出している以上、報告内容の何を確認すれば目的を達成できるのかは重要なポイントであり、直接当事者に任せ切ることが許されない。明らかに不自然と考えられるものについては、原因を聴取して、直接の補助金等支出者を十分に指導するべきである。県の財政はもとより国の財政事情も厳しい中、このような意識を持って業務を実施することは限られた財源の効率的配分という点においても非常に重要である。

### (3) 各事業レベルの決算数値について

茨城県においては、予算額の財務会計オンラインシステムの入力は各事業レベルまで細かく行われている。一方、執行額の財務会計オンラインシステムへの入力は複数の事業を集計した小項目レベルまでしか入力することができない状況になっている。このため、所管課は、財務会計オンラインシステムに入力されたすべての取引を表計算ソフト（Excel）に再度入力し直し、1件1件の取引が小項目を構成しているいくつかの事業のいずれに該当するのかという個別判定を行って各事業レベルでの執行額を把握している。

確かに地方自治法で定められた決算書には、各事業別の執行額まで記載する必要はない。しかし、各事業レベルでの予算額と執行額の対比の必要性を認識しているからこそ表計算ソフト（Excel）を使用した二重入力を行っているのであり、執行額も各事業レベルまで細かく入力できるように財務会計オンラインシステムの変更を行った方が二重入力を行うよりも効率的であると考えられる。

#### 《意見》

現在の二重入力に要している人件費と財務会計オンラインシステムの変更に要する委託料の比較検討を行い、より効率的な方法を選択すべきである。

### (4) 生活排水ベストプランについて

生活排水に係る事業によって整備される生活排水処理施設は、事業の対象となる地域の規模に応じて概ね次の3種類に大別される。

	規模	施設	所管	
			国	茨城県
1	大	下水道	国土交通省	下水道課
2	中	農業集落排水施設	農林水産省	農村計画課 農村環境課
3	小	合併処理浄化槽	環境省	環境対策課

茨城県では、地域の特性に合致した最適な処理施設が設置されるよう、区域整備や整備スケジュール等の設定を行い、生活排水処理施設の整備を一体的に推進するためのマスタープランとなる「生活排水ベストプラン」を平成7年度に策定している。このプランは概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、平成15年度に第1回改定、平成20年度に第2回改定が行われ、第3回改定が平成27年度に予定されている。

石岡市の恋瀬地区は、平成16年度に農業集落排水事業として採択されたが、その後整備区域の隣接まで下水道が延伸されたため、農業集落排水事業を中止して下水道の整備区域に編入するよう計画変更を行い、平成24年度に事業完了とし、平成25年度には供用を開始す

ることができた。

このように、一旦採択された地区においても適切に進捗状況を把握し、最適な事業（施設）への見直し等を検討することは非常に有効かつ効率的であると考えられる。

しかし、各所管課において、それぞれが所管する事業について整備人口や普及率といった「生活排水ベストプラン」に示された目標管理を実施しているものの、所管課間の連絡調整会議等は開催されておらず「生活排水ベストプラン」全体に係る調整は十分とは言えない状況である。

《意見》

「生活排水ベストプラン」の所管課を集めた連絡調整会議を開催し、生活排水に係る事業全体での進捗管理や事業費削減の検討を実施することは有益と考える。

#### (5) 茨城県森林湖沼環境基金について

##### ① 設置目的

- ・森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の公益的機能を発揮させるための取り組みを緊急かつ確実に推進するための財源の確保を図る。
- ・県民が森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の公益的機能の重要性を再認識し、自ら支えていく意識の高揚を図る。

##### ② 根拠法令等

- ・茨城県森林湖沼環境税条例（平成 19 年茨城県条例第 62 号）
- ・茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）

##### ③ 過去 5 年間の基金残高の推移

(単位：千円)

		H20	H21	H22	H23	H24	H20～H24 合計	H25 (H24繰越分)	H20～H24 合計
前年度からの繰越額(A)		-	129,790	622,455	857,901	880,966	-		
積立	税収								
	最終予算分	1,286,649	1,677,458	1,671,138	1,658,372	1,660,331	7,953,948		7,953,948
	前年度精算分	-	16,947	△ 39,413	△ 26,086	△ 23,044	△ 71,596		△ 71,596
	小計	1,286,649	1,694,405	1,631,725	1,632,286	1,637,287	7,882,352		7,882,352
	寄付金・利息等	2,000	16,148	42,528	23,455	16,173	100,306		100,306
	計(B)	1,288,649	1,710,553	1,674,253	1,655,741	1,653,460	7,982,658		7,982,658
事業 充 当	森林分	677,919	696,052	771,003	852,005	890,411	3,887,393	145,561	4,032,954
	湖沼・河川分	480,938	521,834	667,803	780,670	794,417	3,245,666	249,900	3,495,566
	計(C)	1,158,858	1,217,887	1,438,807	1,632,676	1,684,829	7,133,060	395,461	7,528,521
残高(A)+(B)-(C) 出納整理期間末時点		129,790	622,455	857,901	880,966	849,598	849,598		454,137
森林湖沼環境税決算額		1,303,596	1,638,045	1,645,052	1,635,328	1,660,331	7,882,352		

④ 事業活動の主な内容・実績

I 森林の保全・整備

事業区分(事業名)	事業内容	H24計画	H24実績	H20～24実績
①森林環境保全のための適正な森林整備の推進			718,764千円	3,256,200千円
○森林機能緊急回復整備事業	・水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を回復させるため、間伐の実施に対し補助 ・間伐を効率的に実施するために必要な作業道の開設に対し補助	1,707ha 68,900m	1,237ha 94,648m	6,374ha 312,181m
○身近なみどり整備推進事業	・地域にとって良好な生活環境ややすらぎの場をつくるため、平地林・里山林の整備に対し補助	320ha	243ha	1,019ha
○森林づくり推進体制整備事業	・間伐等の作業を機械化により効率的に行うため、高性能林業機械のレンタル経費に対し補助	延べ 80か月分	延べ 110か月分	延べ 311か月分
②いばらき木づかい運動の推進			154,722千円	493,414千円
○いばらき木づかいの家推進事業	・県産材の利用促進と需要拡大を図るため、木造住宅の建築に対し補助	450戸	411戸	1,184戸
○いばらき木づかい環境整備事業	・県産材の利用促進と木の良さを普及啓発するため公共施設の木造化・木質化や机など木製品の導入に対し補助	公共施設整備 16施設 木製品導入 51施設	公共施設整備 14施設 木製品導入 53施設	公共施設整備 43施設 木製品導入 163施設
③県民協働による森林づくりの推進			16,926千円	137,780千円
○いばらきの森普及啓発事業	・森林湖沼環境税の意義や森林の働き・重要性等を啓発するため広報を実施 ・地域の森林づくりなどの活動を促進するため、NPO団体などに対し補助	パンフレット作成 「ひばり」特集記事掲載 20団体	パンフレット作成25,000部 「ひばり」特集記事掲載 (H24年7月) 20団体	パンフレット作成 「ひばり」特集記事掲載 PRキャラバン PRグッズ作成 139団体
○森林環境教育推進事業	・子供たちが自然にふれあい、体験学習ができる学校林等の整備に対し補助 ・森林の大切さや林業の役割を学ぶ機会として、小学生と保護者を対象に間伐の現場見学や木工体験等を実施	12校 400人	12校(参加者1,512人) 392人(応募者518人)	60校 2,043人

II 湖沼・河川の水質保全

事業区分(事業名)	事業内容	H24計画	H24実績	H20～24実績
①生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)			553,691千円	2,398,004千円
○霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	・高度処理型浄化槽の設置促進のため、設置者の負担額が通常型浄化槽と同等になるよう上乗せ補助 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去費用を補助	設置補助 1,286基 撤去補助 790基	設置補助 1,338基 撤去補助 612基	設置補助 6,089基 撤去補助 2,539基
○湖沼水質浄化下水道接続支援事業	・整備済み地区での未接続者の解消を促進するため市町村が行う接続補助に対して上乗せ補助	下水道 1,940件 農業集落排水施設 430件	下水道 1,762件 農業集落排水施設 334件	下水道 4,814件 農業集落排水施設 959件
○排水処理施設りん除去支援事業	・農業集落排水施設の排水からさらにりんを除去するため、薬剤追加添加等にかかる費用を市町村に補助	対象施設 58施設	実施施設 34施設	実施施設 34施設 (H24年度開始)
○霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	・工場・事業場の排水基準の遵守徹底等のため、水質保全相談員を配置し、工場・事業場の立入検査等を実施	立入検査 550事業所	立入検査 474事業所	立入検査 2,785事業所
○霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業	・畜産系負荷削減のため、家畜排せつ物の堆肥化施設等の設置に対して補助	15箇所	13箇所	52箇所
○畜産バイオマス燃料化推進モデル事業	・家畜排せつ物の燃料化に関する実証試験	堆肥分析及び堆肥製造農家実証	畜産農家の堆肥を分析	実証試験の実施
○畜産排水処理対策モデル事業	・余剰液肥の対策として農地還元に替わる新たな処理(人のし尿処理施設、りん・窒素を除去する簡易施設等での処理)の実証実験	し尿処理施設での試験 2箇所 簡易施設での試験 2箇所	し尿処理施設での試験 1箇所 簡易施設での試験 2箇所	し尿処理施設での試験 1箇所 簡易施設での試験 3箇所(累計)
②農地からの流出水への新たな対策(面源対策)			185,669千円	600,359千円
○農業排水再生プロジェクト事業	・水田からの負荷を削減するため排水を循環利用する施設の整備・維持管理に対して補助	新規整備 7箇所 維持管理 36箇所	新規整備 6箇所 維持管理 34箇所	実施箇所数 43箇所(累計) 谷津田の休耕田を活用した浄化の実施箇所数 10箇所(累計)
○霞ヶ浦水質環境改善事業	・霞ヶ浦・北浦の水質改善に向けた試験研究	水質改善に向けた試験研究 (植物プランクトン増殖抑制対策に向けた研究等)	水質改善に向けた試験研究 (植物プランクトン増殖抑制対策に向けた研究等)	水質改善に向けた試験研究 (植物プランクトン増殖抑制対策に向けた研究等)
○霞ヶ浦直接浄化対策検証事業	・土浦湾内に設置する湖水の直接浄化施設によるりん削減等の実証試験の実施	浄化施設の設計、工事等	浄化施設の設計、工事等	浄化施設の設計、工事等 (H24年度開始)
○霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業	・アオコ抑制装置の設置等によるアオコ被害防止対策の実施	アオコ抑制装置の設置、アオコ回収、バトロールの実施等	アオコ抑制装置の設置、アオコ回収、バトロールの実施等	アオコ抑制装置の設置、アオコ回収、バトロールの実施等 (H24年度開始)
③県民参加による水質保全活動の推進(県民意識の醸成)			55,058千円	226,409千円
○県民参加水質保全活動推進事業	・市民活動を促進するため、環境保全活動や環境学習に必要な活動機材の無料貸出し及び市民団体への活動費補助を実施 ・子どもの頃から水辺環境に親しみ水環境保全の重要性を学ぶため、湖上体験スクールを実施	補助団体20団体 参加者8,600人	補助団体22団体 参加者8,946人	補助団体84団体 参加者38,166人
○漁場環境・生態系保全活動支援事業	・漁業者等による楯生(ヨシ)帯の保全活動に対し補助	1地域協議会6活動組織	1地域協議会6活動組織	1地域協議会6活動組織

⑤ 今後の計画

I 森林の保全・整備

事業内容		第1期実績見込 H20～H24	第2期計画 H25～H29
①森林環境保全のための適正な森林整備の推進		<b>約34億円</b>	<b>約34億円</b>
・荒廃した人工林や管理放棄されササなどが繁茂する平地林等の解消	森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐作業に対する補助	間伐面積 6,802ha (繰越428ha含)	間伐面積 約8,000ha
	効率的に間伐を実施するための作業道等開設に対する補助	開設延長 338km (繰越26km含)	開設延長 約200km
	県民生活に身近な平地林・里山林の整備に対する補助	整備面積 1,019ha	整備面積 約1,000ha
	高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	レンタル助成月数 延べ311カ月分	レンタル助成月数 延べ約500カ月分
・海岸防災林の機能の向上	広葉樹植栽等による海岸防災林の再生	-	植栽面積 約60ha
②いばらき木づかい運動の推進		<b>約5億円</b>	<b>約4億円</b>
・木の良さのPRの強化・公共施設等における県産材の利用拡大	県産材を使用した木造住宅建築に対する補助	助成戸数 1,184戸	助成戸数 約1,500戸
	県施設の木造化・木質化、市町村等施設の木造化・木質化に対する補助	整備施設数 43施設	整備施設数 約50施設
	小学校、幼稚園等への木製品の導入に対する補助	導入施設数 163施設	導入施設数 約150施設
・林内に放置された間伐材などの有効利用	木質バイオマスの利用促進	-	燃料確保等への支援
③県民協働による森林づくりの推進		<b>約1億円</b>	<b>約2億円</b>
・地域に根ざした県民協働による森林づくり活動への支援	普及啓発活動の実施	パンフレット作成 「ひばり」掲載 PRイベント	パンフレット作成 「ひばり」掲載 PRイベント 市町村PRの支援
	森林づくりなどの活動を行う団体に対する補助	助成団体数 139団体	助成団体数 約100団体
	子どもの森の整備などに対する補助、指導	学校数 60校	学校数 約200校
	森林・林業体験学習	参加人数 2,043人	参加人数 約60,000人
	筑波山ブナ林保護対策	-	地域連携による保全活動
合計		<b>約40億円</b>	<b>約40億円</b>

II 湖沼・河川の水質保全

事業内容		第1期実績見込 H20～H24	第2期計画 H25～H29
①生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)		<b>約24億円</b>	<b>約29億円</b>
・生活排水未処理世帯解消等	高度処理型浄化槽の設置促進	補助基数 6,089基	補助基数 約6,000基
	下水道・農業集落排水施設接続促進	補助件数 5,773件	補助件数 約5,000件
	農業集落排水処理施設からのりん除去促進	補助施設数 34施設	補助施設数 約60施設
	単独処理浄化槽からの転換の促進	補助基数 2,539基	撤去費補助等転換支援
・工場・事業場からの排水対策の推進	工場・事業場への立入検査の実施	指動員数 年間10名 立入検査数 2,785事業所	指動員数 年間10名 立入検査数 約3,000事業所
・畜産対策の推進	良質堆肥の広域流通、農外利用の促進	堆肥化施設設置補助金等	畜産農家と耕種農家のマッチング他
②農地からの流出水への新たな対策(面源対策)		<b>約9億円</b>	<b>約1億円</b>
・農地対策の推進	農業排水循環かんがい施設の整備等	整備箇所数 43箇所	整備箇所数 約5箇所
	リンコン等の効率的施肥技術の開発	調査研究	技術開発
③県民参加による水質保全活動の推進(県民意識の醸成)		<b>約2億円</b>	<b>約3億円</b>
・湖に親しむ機会の提供等による水環境意識の醸成	市民団体等に対する活動費の補助等	助成団体数 84団体	助成団体数 約120団体
	霞ヶ浦湖上体験スクール	参加人数 38,166人	参加人数 約45,000人
	ヨシ帯の保全活動支援	支援団体数 1地域協議会 6活動組織	国・市町村と連携した県民運動の推進
④水辺環境の保全(湖水・河川対策)			<b>約7億円</b>
・アオコの発生抑制に資する全りんの削減対策や、アオコの被害を防止するための対策の実施等	水質浄化に向けた調査研究	-	調査研究
	浄化施設設置によるりん削減・実証試験	-	維持管理・検証
	アオコ対策	-	抑制等
合計		<b>約35億円</b>	<b>約40億円</b>

## ⑥ 現状

茨城県は、本基金のために平成 19 年 12 月 25 日に茨城県森林湖沼環境税条例を公布し、平成 20 年度から「茨城県森林湖沼環境税」（県税）を導入。個人は年 1,000 円、法人は県民税均等割額の 10%を徴収している。導入当初は平成 24 年度までの 5 年間を課税期間とする時限措置であったが、依然として荒廃した森林が多く残っていることや更なる水質の改善が必要であることなどから平成 29 年度まで 5 年間延長されている。

また、当該税は普通税であるが、実質的には森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資する施策を実施する経費に充てる目的で課税する目的税的性格を有すること、他の税収と会計処理上明確に区分することが透明性の確保につながることから「茨城県森林湖沼環境基金」を造成し管理している。

なお、平成 24 年度において、環境保全を目的とした地方の独自税制は、茨城県を含む 33 県で実施されている（下表参照）。

こうした追加的な税を財源とした基金については、当初の設置目的や予算どおりに適切に運用されることは当然として、その財源が事実上の目的税的性格を有する税金であることから、その使途や効果について県民は強い関心を持っており、事業の実施に県民の理解や協力が不可欠である。そのため、施策の実施にあたっては、適時適切にその効果の検証を行うとともに、必要に応じて事業の見直し等を検討することが重要である。

### 《意見》

#### 1) 基金の適切な執行管理

第 1 期の森林湖沼環境基金の最終年度の平成 24 年度末における森林湖沼環境基金の出納整理期間末時点の残高を見ると、翌年度繰越分を考慮しても 454,137 千円となっている（上記③. 過去 5 年間の基金残高の推移参照）。時限措置として導入された税金を財源とする以上、課税期間終了後には原則として基金残高がゼロとなるよう事業が実施されることが望ましい。

平成 25 年度から同じ税率で森林湖沼環境税が延長されている以上、当該基金残高を含めたところで、有効な事業遂行が望まれる。

### 《意見》

#### 2) 基金活用のための農林水産部内の体制づくり

平成 25 年度からの第 2 期森林湖沼環境税を継続していく上で、当初計画された施策や事業の効率的な実現はもとより、適時にその効果を客観的に検証し、緊急性や重要性、費用対効果の観点から状況に応じてより優れた施策や事業に柔軟に変更していく姿勢が必要であるが、そのためには、森林の保全・整備関係、湖沼・河川の水質保全関係ごとに現在行っている事業の進捗管理や全体のコントロール、モニタリングをさらに強化するため、プロジェクトチームの創設などの体制づくりを検討していく必要がある。

## 参考資料：都道府県の独自課税一覧

## 資料Ⅳ-20 都道府県の独自課税一覧

県名	税の名称(通称)	導入年度	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
高知県	森林環境税	H15(2003)	500円	間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、環境教育など次代を担う人材の育成、森林保全ボランティア団体の設立や活動支援など
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16(2004)	500円	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動など
鳥取県	森林環境保全税	H17(2005)	500円	強度間伐の実施による針広混交林化への誘導、保安林の間伐実施のための作業道の整備、景観向上のための枯損木の伐採等の支援、間伐等の作業体験等への支援など
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17(2005)	500円	長期間間伐などの保育作業が行われていない人工林に対して、不要木の伐採や広葉樹の植栽、県民自らが企画・立案した森づくり活動や県産材を使う取組の支援、森林環境学習の推進など
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17(2005)	500円	森林の持つ多面的な機能の回復が必要な荒廃した人工林を対象に、強度間伐の実施による針広混交林へ誘導、繁茂拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生など
愛媛県	森林環境税	H17(2005)	700円	施業地の団地化支援、林内に放置されたままになっている低質間伐材の搬出促進、地域で流通する木材を利用した公共施設の木造化や内装の木質化の支援、県民が自発的に取組む森林の利活用等への支援など
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17(2005)	500円	間伐未実施で放置された人工林での針広混交林化に向けた強度間伐の実施、森林環境教育などを行う団体等への支援、有害獣獣捕獲等を行う市町村に対する補助など
鹿児島県	森林環境税	H17(2005)	500円	公益上重要な森林における間伐の実施や路網の整備、県産材を用いた木造施設整備への支援、森林ボランティア団体等への活動の支援、森林・林業に関する学習・体験活動の支援など
岩手県	いわての森づくり県民税	H18(2006)	1,000円	公益上重要で緊急に整備する必要がある森林において、強度間伐による針広混交林への誘導、地域住民等が取り組む森林を守り育てる活動への支援、被災地住民と被害木等を活用する取組など
福島県	森林環境税	H18(2006)	1,000円	公益的機能の低下が懸念される森林について間伐の実施や搬出・路網整備への支援、市町村が行う森づくり施策への支援、森林ボランティアの活動支援やボランティアリーダーの育成など
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18(2006)	400円	公益性が高いが森林所有者による整備が困難なために荒廃している森林の整備(人工林の強度間伐、倒木の処理、竹林の広葉樹林化等)、税と事業の理解促進のための普及啓発など
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18(2006)	800円	放置された人工林での強度間伐の実施による針広混交林への誘導、森林管理を進めるための境界明確化、県産材を利用した住宅建設に対する支援、地域が協働して取り組む里山の整備など
兵庫県	県民緑税	H18(2006)	800円	流水災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐木土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防災施設等)、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーン整備など
奈良県	森林環境税	H18(2006)	500円	施業放置林において森林所有者と県及び市町村による協定に基づく強度間伐の実施、NPO等の参加による荒廃した里山の整備、森林環境教育の指導者育成や体験学習の実施など
大分県	森林環境税	H18(2006)	500円	緊急に整備する必要がある公益上重要な森林を対象に強度間伐や広葉樹の植栽の実施、侵入防護柵の設置や捕獲の推進等によるシカ被害対策、NPO等が行う県民提案事業に対する支援など
宮崎県	森林環境税	H18(2006)	500円	公益上重要な森林を対象とした強度間伐による針広混交林化への誘導、渓流周辺にある堆積した流木等の除去、ボランティア団体・企業等の森づくり活動、市町村による公有林化への支援など
山形県	やまがた緑環境税	H19(2007)	1,000円	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施や針広混交林への誘導、荒廃した里山林を再生するための被害木の伐採、地域ボランティア等が実施する森づくり活動への支援など
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税	H19(2007)	均等割300円 所得割	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など私有林の公的管理・支援、間伐材の集材・搬出・運搬に対する助成、水源保全上重要な丹沢大山における植生の衰退防止対策など
富山県	水と緑の森づくり税	H19(2007)	500円	風雪被害林や過密人工林での整理伐の実施による針広混交林への誘導、地域住民との協働による里山林整備、森林ボランティアの活動支援、県産材を活用した木造公共施設等への支援など
石川県	いしかわ森林環境税	H19(2007)	500円	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、NPO等が実施する小中学生を対象とした森林環境教育や森林体験活動への支援など
和歌山県	紀の国森づくり税	H19(2007)	500円	水源林等奥地などにおいて広葉樹等の導入の促進、NPOや市町村等地域からの自発的な取組への支援、貴重な自然生態系を持つ森林等の公有林化、放置竹林の整備など
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19(2007)	500円	手入れ不足の人工林や放置された里山林の再生、地域住民等多様な主体による保全活動への支援、森林整備と資源活用のサイクル形成による森林の適正管理・整備拡大の促進など
長崎県	ながさき森林環境税	H19(2007)	500円	荒廃した人工林の切捨間伐や作業道の開設に係る経費を支援、地域の独自性と創意工夫による多様な取組みを支援、地域の森づくりや県産材の利用等の促進など
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20(2008)	800円	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育等の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動の支援など
茨城県	森林湖沼環境税	H20(2008)	1,000円	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、公共施設等の木造化・木質化など地域で流通する木材の利活用の推進、森づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する支援など
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20(2008)	700円	公益的機能を発揮する上で特に重要な保安林等内の人工林の強度間伐の実施、間伐材を利用した学習机や椅子の小中学校への配布、身近な森林整備や森を育む人づくりの取組の支援など
長野県	長野県森林づくり県民税	H20(2008)	500円	集落周辺の里山林における間伐の実施、市町村が展開する森づくり施策への支援、地域で流通する木材の利活用を通じた森づくり等への取組の推進、施業プランナー等の人材育成に対する支援など
福岡県	森林環境税	H20(2008)	500円	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、ボランティア団体・NPO等による森づくり活動への支援など
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20(2008)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町による荒廃した森林等の公有林化や公的管理の支援、県民等による荒廃した森林を再生する取組の支援など
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21(2009)	500円	整備が困難な奥地等の森林の間伐や放置された里山林の再生、都市における身近な樹林地の保全や緑地の創出、市町村やNPOが行う環境保全活動や環境学習に関する取組の支援など
宮城県	みやぎ環境税	H23(2011)	1,200円	一定以上の県産材を利用した戸建て新築住宅に対する支援、若齢林の間伐の促進及び一体的に実施する作業道整備に対する補助、林地残材等の木質バイオマス資源の搬入や加工に係る支援など
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24(2012)	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導や里山林の整備、学校施設等への県産材使用、県民参加の森づくり活動への支援など
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24(2012)	1,000円	環境保全を目的とした人工林の整備、里山林の整備・利用の促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動への支援など

注1：個人のほか、法人に対して均等割額5～11%相当額の範囲内で課税されている(神奈川県はなし。高知県は個人と同額の500円/年)。

注2：色つきの県は課税期間を継続して、2期目となった県。

資料：林野庁企画課調べ。



(6) 部課長会議の会議録について

農林水産部内における情報共有体制は、次のとおりである。

○部課長会議（2週間に1度開催）

構成員 部長, 農業総合センター長, 理事, 農地局長, 次長, 技監, 農林事務所長,  
各課長等

情報共有状況 農林水産部企画室が資料をメール送付

《意見》

部課長会議については、農林水産部の業務執行に関して重要な会議と位置付けられるので、会議録を作成すべきと考える。

(7) 入札委員会について

入札委員会は、農林水産部入札委員会設置運営要綱により定められた委員会であり、部委員会、課委員会、所（部門）委員会の委員会組織、審議事項等について規定されている。

しかし、その具体的運営方法は定められていないため、各入札委員会の会議内容は必ずしも同じではないと考える。入札委員会は、入札可能業者の参加資格、指名業者の選定等を審議するものであり、結果として審議事項が承認されたという議事内容では過去における入札談合等関与行為を踏まえた対応とは言い難い。

《意見》

1) 入札委員会の議事の透明性の担保の必要性

選定までの経緯を十分理解できる程度の（工事の一般競争入札の場合には、平成24年4月1日以降であれば、応札可能業者（原則30者以上）の選定根拠、その資格要件の十分性を確認できる書類と、委員の意見等会議録、工事の指名競争入札の場合には、平成24年4月1日以降であれば、指名業者を12者等の明細、その資格要件の十分性を確認できる書類と、委員の意見等会議録）会議録とそれに関する添付資料概要は入札委員会を行った証跡として残すべきである。

《意見》

2) 入札委員会の運営のマニュアル化の必要性

入札委員会は、入札事務の適正性を担保するために最も重要な会議体であるので、常に同様の運営ができるよう運営マニュアルを作成すべきである。

(8) 土地改良区について

① 土地改良区等に対する管理責任

土地改良区は、土地改良法に基づき設立される法人であり、茨城県内に平成25年3月31日現在206である。

土地改良区の設立については、茨城県が認可する。(土地改良法第 10 条第 1 項) 役員の就任・退任の公告及び定款変更の認可についても茨城県が行っている。(土地改良法第 18 条第 17 項及び第 30 条第 2 項)

また、茨城県は、土地改良法第 132 条(報告の徴収及び検査)を根拠とする「茨城県土地改良区等検査要綱」及び「茨城県土地改良区等検査実施要領」により、原則として 3 年に 1 度検査を実施している。

検査内容の概要は、次のとおりである。

- (ア) 組織及び運営の適正性
- (イ) 事業の適正性
- (ウ) 会計経理の適正性

《意見》

土地改良区等については茨城県土地改良区等検査要綱等からすると、茨城県は上記検査項目についてはモニタリングをするべきと考える。現在、決算書類は検査終了後に一部は廃棄しているとのことであるが、廃棄すべき必要性はないと考えられるので、次回の検査までは全て保存して土地改良区の現状を把握すべきと考える。また、3 年に 1 度の検査も、本庁の他出先機関と分担して行っているが、出先機関の検査によって得た情報も本庁において十分集約し、全ての土地改良区についての管理をすることが望まれる。

## ② 土地改良区の内部管理体制に対する指導

《意見》

土地改良区は多額の現預金やその他の財産を所有しているが、それに対する管理体制は脆弱であると考えられる。茨城県の検査データによれば、事務執行を理事が行っている(事務職員がいない)土地改良区は 25、事務職員が 1 人で行っている土地改良区は 60、事務職員が 2 人体制で行っている土地改良区は 38 にのぼる。内部管理体制は非常に脆弱な状態といえる。茨城県は、管理体制の充実のためにも管理体制の作り方について指導し、あるいは合併等の検討を引き続き指導すべきと考える。

## ③ 土地改良区の会計基準の複式簿記化

《意見》

農林水産省は、複式簿記の会計基準を公表している。現時点では複式簿記化は義務化されていないが、財務内容の把握のためには国及び関係機関等と連携して推進していくべきと考える。

## (9) 土地改良事業に伴う未譲与・未登記財産について

土地改良事業完了に伴って、本来であれば、登記上、市町村や土地改良区に譲与されるべき財産(未譲与財産)及び茨城県の所有権にすべき財産について茨城県の財産として登記

されていない財産（未登記財産）が存在する。

この未譲与財産及び未登記財産の譲与・登記促進については、年2回（平成24年7月及び平成25年2月）に農村計画課と各農林事務所とでヒアリングを実施し、対応策を検討しているほか、各農林事務所では随時、関係市町村や関係土地改良区等と交渉を進めている実績がある。現在までの状況は、次のとおりである。

#### 1) 未譲与財産

茨城県は平成8年に第1次譲与促進計画を開始し、現在は第4次譲与促進計画（平成23～27年度）を実施中である。

平成25年3月31日現在ではむしろ増加傾向である。

	A B 地区（対象地区）				C 地区（対象外地区）			
	土地 m <sup>2</sup>	工 作 物 ① m	工 作 物 ② 個	地上権 m <sup>2</sup>	土地 m <sup>2</sup>	工 作 物 ① m	工 作 物 ② 個	地上権 m <sup>2</sup>
第4次	741,122.08	310,566.13	132	18,148.28	642,742.96	143,365.94	124	35,689.07
第3次	616,138.38	227,478.93	141	17,568.49	735,048.88	110,214.37	70	36,268.86
増減	+124,983.7	+83,087.2	-9	+579.79	-92,305.92	+33,151.57	+54	-579.79

（説明）

A地区は、比較的早く譲与できると見込まれるもの

B地区は、第四計画中には譲与できると見込まれるもの

C地区は、当面譲与が困難と見込まれるもの

土地は道路敷・水路敷・機場敷等の土地、工作物①は水路・用水路・暗渠等、工作物②は機場・橋梁等である。

なお、上記表増減にはA B地区とC地区の区分替が含まれている。

《意見》

C地区には、第1次譲与促進計画開始前のものが多く含まれている。今後、新たな未譲与財産が生じないように努めるとともに、これまでの未譲与財産の解消に向けて、さらなる譲与促進努力が必要である。

#### 2) 未登記財産

未登記財産については、第6次過年度未登記処理促進5ヵ年計画（平成22年度～平成26年度）に基づき、未登記の解消に努めているところである。

平成25年3月31日現在で未登記財産は107筆ある。

未登記面積は

A地区 72.77 m<sup>2</sup>

B地区 2,402.67 m<sup>2</sup>

C地区 2,694.47 m<sup>2</sup>

合計で 5,169.91 m<sup>2</sup>

(説明)

A地区は、当事者との話し合い等により、比較的早期の解決が見込まれるもの

B地区は、相続持分の登記等により、段階的な解消が見込まれるもの

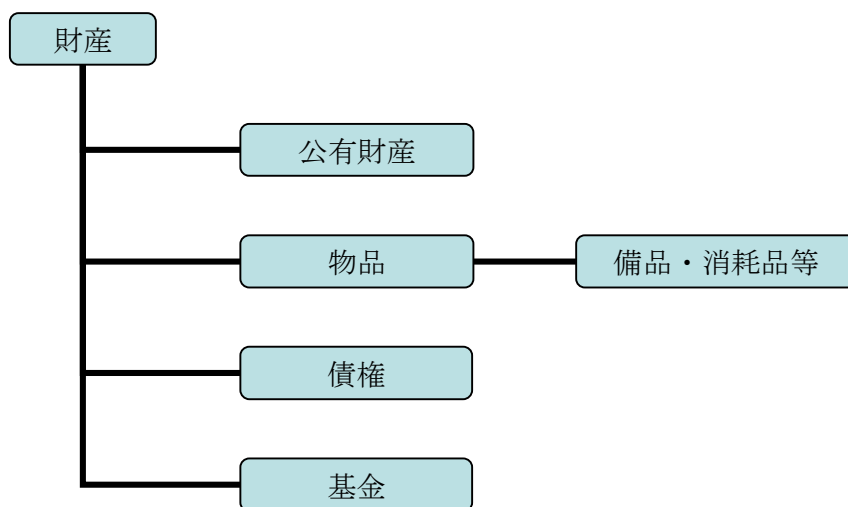
C地区は、現段階では、解消の見込が立てられないもの

《意見》

未登記財産は平成22年3月31日の、即ち第5次過年度未登記処理促進5ヵ年計画期間末の114筆から大幅に処理が進んだとはいえない状況である。本来、茨城県名義であるべき財産であるから、さらに、未登記財産を解消するための努力が望まれる。

#### (10) 備品の管理について

地方自治法第237条第1項により、財産は公有財産、物品、債権、基金に区分されている。このうち物品は茨城県財務規則第227条第1項により備品、消耗品、原材料、生産物、動物、不用品に区分されている。



茨城県の備品の取扱いは、次のとおりである。

①財務会計事務の手引（平成25年4月版）第6章物品－第1物品事務の概要－9物品の管理等－（3）備品の管理－イにおいて、備品は「毎年1回以上定期的に現物確認を行うこと」と規定している。

②会計管理者は、各課長・警察本部会計課長・各公所・か所長宛の通知「重要物品（自動車、船舶、及び重要な機械器具等）の定期報告について」において「現物を確認した上で、報告書を作成すること。」としている。

**【指摘】**

以上の規定等により,定期的に現物確認を行い,その結果を文書で残すべきである。

しかし,現物確認を行っていない,あるいは現物確認を行った(正確には行ったと回答を得た)が文書は作成していないとの実態が明確になった。現物確認要領を作成の上,現物確認を行い,その調査結果を文書で残す必要がある。

(11) 工事における開札時の発注者執行体制について

工事における開札時の運営については,茨城県農林水産部建設工事等電子入札試行要領第13条において規定されている。

《意見》

公正性を担保するとともに,開札時の運営方法の公正性を外部関係者に明示するためにも一定のマニュアルを作成すべきである。

II 各課及び各出先機関に関する指摘又は意見

1 農業政策課

(1) 一般競争入札の地域要件

① 地域要件のブロック

一般競争入札実施要領第4条第2項及び茨城県農林水産部一般競争入札参加条件設定ガイドラインの別表において、一般競争入札による建設工事については、以下の地域要件のブロックを規定している。

請負に対する金額	1,000万円 ～3,000万円	3,000万円以上	2億円以上
ブロック	7ブロック	5ブロック	1ブロック
土地改良部門（事務所）			
県央農林事務所 土地改良部門	①	①	①
県北農林事務所 土地改良部門	②	②	
県北農林事務所 高萩土地改良事務所	③		
鹿行農林事務所 土地改良部門	④	③	
県南農林事務所 土地改良部門	⑤	④	
県南農林事務所 稲敷土地改良事務所	⑥		
県西農林事務所 土地改良部門	⑦	⑤	
県西農林事務所 境土地改良事務所			

地域要件のブロックとは、一般競争入札の参加資格要件として、ブロック単位である農林事務所土地改良部門管内又は土地改良事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることをいう。上記○で囲った数字の単位で地域ブロックを定めている。

一般競争入札は、広く参加業者を募り、競争性を確保することに意義があるものとする。当監査で見た一般競争入札の応札者数は、4者から5者の応札が大半で、多くても7者から8者であった。指名競争入札者数が、8者から12者へ拡大されたことに鑑みると、上記一般競争入札の参加者の数が十分ではないともいえる。

## 《意見》

一般競争入札において、入札業者が少ない状況に鑑みると、一般競争入札に参加可能な業者の範囲を広げることも一考である。一般競争入札参加の要件として、農林事務所等の管轄地域による地域ブロックを設定しているが、工事場所との距離を考慮すれば参加資格に近隣農林事務所等の管轄地域を加えることなどの工夫が望まれる。

## (2) 財産

### ① 未利用の財産

旧霞ヶ浦用水事業推進事務所（下妻市下妻乙）の土地（価格 31,218 千円）、建物（価格 27,182 千円）、工作物（価格 11,622 千円）が未利用となっている。

当該財産は、下妻保健所及び県西流域下水道事務所として利用されたのち、平成 22 年 4 月から未利用の状態となっている。現在も建物の維持管理経費のほか職員による除草作業が行われている。

一部の土地については、県立下妻第一高等学校に平成 26 年 4 月 1 日付で所管替える予定であるが、他の財産については、県として利活用が見込めないことから一般競争入札による財産処分を予定している。なお、平成 25 年度に境界測量・確定を実施した。

## 《意見》

### 1) 早期処分

県の財政が逼迫する中、利活用が見込めない資産については、引き続き早期の処分に努め、県の収入に充てる必要がある。

## 《意見》

### 2) 行政財産から普通財産への変更

旧霞ヶ浦用水事業推進事務所の上記財産は、行政財産として登録されており、利活用が見込めない財産について普通資産への変更が実施されていない。

行政財産は、普通財産へ変更して初めて処分可能となることから、利活用が見込めない財産がある場合、早期に普通財産に変更すべきである。

## 2 産地振興課

### (1) 指定・特定野菜価格安定供給事業費補助（県単野菜価格安定供給事業費補助）

#### ① 交付金のプール

県単野菜価格安定供給事業では、対象支給先は農協又は生産者5人以上の団体となっている。生産者5人以上の団体は、組合を組成して事業実施主体である（公社）園芸いばらき振興協会に対して交付金の申請を行っている。

その一つであるA出荷組合においては、（公社）園芸いばらき振興協会から支給された交付金をA出荷組合員の出荷段ボール共同購入費用や当該事業の組合員負担分掛金の支払に充当し、残額については組合内にプールしていた。平成24年度末の当該交付金のプール残高は5,546,901円であった。

#### 【指摘】

県単野菜価格安定供給事業の目的は、野菜価格が著しく低落したときに交付金を交付し、野菜農家の経営安定を図ることにある。A出荷組合員における交付金については、A出荷組合員の出荷段ボール共同購入費用や当該事業の組合員負担分掛金の支払に充当されている以外、組合員に配分されていない。当該事業の目的を達成するためには、野菜農家へ交付金が配分されることが必要となる。したがって、茨城県は、当該交付金が各野菜農家へ配分されていることを確認すべきであり、配分されない場合は、返還を求めべきである。

### (2) 農業者戸別所得補償制度推進事業費

#### ① 計画書及び実績報告書における金額の一括記載（各農林事務所）

茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要項第3補助金の交付申請においては、交付先（市町村）に対して「農業者戸別所得補償制度推進計画書（様式第2号）」の提出を要求している。また、同要項第9補助金の交付請求及び実績報告において「農業者戸別所得補償制度推進実績書（様式第2号）」の提出を要求している。

補助金申請時の「農業者戸別所得補償制度推進計画書（様式第2号）」に各科目別明細の添付書類はない。例えば、B農業再生協議会に対する補助金の「農業者戸別所得補償制度推進計画書（様式第2号）」の添付書類である「農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳（様式第2号の2の別紙）」は下表のとおりであり、事務等経費5,000千円と記載されるのみである。また、同協議会に対する補助金の「農業者戸別所得補償制度推進実績書（様式第2号）」の添付書類である「茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳（別記様式第4号-2別紙）」は下表のとおりであり、事務等経費3,000千円と記載されている。このような概括的記載では、どのような経費に補助金が利用されているのかが明確ではなく、補助金の使途・支出先を適切に把握することは著しく困難である。

#### 【指摘】

「農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳（様式第2号の2の別紙）」



及び「茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳（別記様式第4号－2別紙）」における現状の記載方法では適切な申請又は適切な実績報告とはいえない。

補助金の使途・支出先を確認するために、支出先ごとの支出額を把握する必要がある。交付先である地域農業再生協議会から科目別・支出先別内訳を報告させるよう市町村に対して指導すべきである。

(様式第2号の2の別紙) 農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳  
 助成先 B 農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
農業者戸別所得補償制度の普及推進活動	・説明会の開催、普及広報資料の作成、印刷、配布等	3月～6月	千円	
対象作物の生産数量目標の設定			事務等経費 5,000千円	
申請書類等の配布、回収、整理、取りまとめ、受付の支援	・申請書類等の配布、回収 ・申請書類の取りまとめ ・営農計画書の取りまとめ ・改善及び町村への送付	4月～6月	費 本搬費費 製運務品・費 印刷役耗料 通雑信備品	
対象作物の作付面積等の確認	・作付計画のデータ整理 ・共同データの突合 ・現地確認	6月～10月		
農業者情報システム入力、集計事務	・農業者情報及び作付確認 ・地域データの整理 ・地域データの送付	6月～10月		
産地資金の要件設定・確認				
耕作放棄地の再生利用に必要な活動	・普及広報資料の作成、印刷、配布等	4月～3月		
農業者の水田情報等の収集、整理事務	・地積集成図等の整備等	4月～3月		
集落農の法人化等に対する支援活動				